

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	4 子供たちの健全な心を育む取組
主要施策	11	いじめ、暴力行為、自殺等防止対策の強化	

【平成28年度予算額：4,006,277千円 決算額：3,893,294千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

◆いじめや自殺防止等の対策のための校内研修等の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

学校において、いじめや自殺等を未然に防止するため、教職員一人一人が、組織的な取組を確実に実施できるよう、以下の教職員研修を実施した。

- 1 東京都教職員研修センター等が実施する職層別研修
 - (1) 主幹教諭スキルアップ研修 「学校における自殺予防の取組について」
平成28年5月27日（金）、6月3日（金）、17日（金）
 - (2) 主幹教諭任用時研修「学校における自殺予防の取組について」
平成28年11月1日（火）、10日（木）、17日（木）、21日（月）
 - (3) 専門性向上研修「生活指導に求められる学校の組織的対応」
平成28年8月24日（水）
- 2 生活指導担当者連絡会「いじめへの対応に関して東京都の皆さんにお願いしたいこと」
平成28年8月22日（月）
- 3 スクールカウンセラー連絡会「自殺予防の基礎知識について」
平成28年8月29日（月）
- 4 自殺防止教育連絡会「児童生徒の自殺対策の新たな方向性～SOSの出し方教育～」
平成28年6月9日（木）、14日（火）、8月1日（月）、18日（木）

＜成果＞

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の点が成果として見られている。

- 1 「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容についての教職員への周知の状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成28年度	100%	99.7%	96.6%	100%
平成27年度	100%	100%	100%	100%

ほぼ全ての学校が全教職員に周知している。

2 いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、教職員への周知の状況

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成28年度	100%	99.7%	96.6%	96.8%
平成27年度	100%	100%	100%	100%

ほぼ全ての学校が全教職員に対して共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう、意識啓発をしている。

<課題>

- 1 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、軽微ないじめを含め確実に認知することを徹底する必要がある。
- 2 教職員が、子供の気になる様子を見聞きしたら、どんな小さな事例でも、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告することを徹底する必要がある。
- 3 全ての学校で、「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にするとともに、全教職員がその役割を理解できるようにすることが必要である。

<今後の取組の方向性>

保護者、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するか説明するとともに、いじめの件数が多い学校や学級に問題があるという捉え方をしないことについて一層の理解啓発を図る。

◆いじめや自殺防止等の対策に関する組織的な取組の充実（指導部）

<施策の取組状況>

いじめ、暴力行為、自殺等の問題行動の解決を目指し、教職員が組織的な対応や、保護者、地域住民及び関係機関と連携した対応ができるようにするため、都内全公立学校に設置されている「学校いじめ対策委員会」及び「学校サポートチーム」の機能強化を図る。

1 「学校いじめ対策委員会」の機能強化

東京都教育委員会において、「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」を実施し、学校の取組の進捗状況や課題を明らかにしたことで、改善の方向性を示した。

2 「学校サポートチーム」の機能強化

新たに策定した「いじめ総合対策【第2次】」の中に、「学校サポートチーム」の機能強化に係る取組を示した。

○ 上巻 [学校の取組編]

未然防止	「学校サポートチーム」会議の定期開催
早期発見	PTA、学校運営協議会（コミュニティスクール）委員、「学校サポートチーム」委員等からの情報提供や通報
早期対応	いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会（コミュニティスクール委員会）、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼
重大事態への対処	「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決

○ 下巻 [実践プログラム編]

いじめ問題への対応事例	学校サポートチームを活用して対応した事例
-------------	----------------------

3 自殺防止のための学校の組織的な取組

全ての学校において、少しでも心配な状況や悩みにつながる要因が考えられる場合に、学校と家庭や関係機関とが連携して、子供の悩みに寄り添った支援の徹底が図られるよう、都教育委員会は以下の取組を行った。

○ 通知

- ・「入学式・始業式及び新学期における取組の徹底」 平成 28 年 4 月、平成 29 年 3 月
- ・「夏季休業日明けにおける取組の徹底」 平成 28 年 7 月、8 月
- ・「冬季休業日明けにおける取組の徹底」 平成 28 年 12 月

○ 連絡会等

- ・自殺防止教育連絡会 「児童生徒の自殺対策の新たな方向性」 平成 28 年 6 月、8 月
- ・スクールカウンセラー連絡会 「自殺予防の基礎知識について」 平成 28 年 8 月
- ・主幹教諭スキルアップ研修 「学校における自殺予防の取組について」 平成 28 年 5 月、6 月
- ・主幹教諭任用時研修 「学校における自殺予防の取組について」 平成 28 年 11 月
- ・専門性向上研修 「生活指導に求められる学校の組織的対応」 平成 28 年 8 月

<成果>

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4 月から 6 月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の各点に成果が表れていると考える。

○ 「認知されたいじめに対して誰が（どこが）対応したか」から

*いじめの認知件数全体に対して「学校いじめ対策委員会が組織的に対応した」件数の割合
(複数回答)

(単位：%)	26 年度	27 年度	28 年度
小学校	23.2	35.7	35.6
中学校	25.3	30.4	41.1
高等学校	20.4	53.8	62.5
特別支援学校	40.0	80.0	83.3
全校種	24.1	33.3	38.4

いじめ防止対策推進法に基づき、平成 26 年度中に都内全公立学校に設置された「学校いじめ対策委員会」が組織的に対応した件数の割合が、全体的に増加している。

<課題>

○ 「認知されたいじめに対して誰が（どこが）対応したか」から

*いじめの認知件数全体に対して「学校サポートチームが対応した」件数の割合

(複数回答)

(単位：%)	26年度	27年度	28年度
小学校	2.5	2.6	3.0
中学校	7.4	0.0	0.0
高等学校	1.0	1.4	1.2
特別支援学校	0.0	40.0	16.7

全体的に見ても、「学校サポートチーム」が対応した件数の割合は低い状況である。「学校サポートチーム」の効果的な活用等について、理解啓発を図る必要がある。

○ 学校いじめ対策委員会の取組状況

*定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。

(単位：%)	27年度	28年度
小学校	100	99.8
中学校	100	99.7
高等学校	100	89.0
特別支援学校	100	92.1

*いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。

(単位：%)	27年度	28年度
小学校	100	100
中学校	100	99.5
高等学校	100	94.1
特別支援学校	100	93.7

昨年度は全ての校種で100%となっていたが、本年度は、100%に至っていない校種が見られる。全ての学校において、計画的な取組を実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

新たに策定した「いじめ総合対策【第2次】」の普及啓発を行い、以下の点も踏まえ、学校における組織的対応の強化を図る。

- 1 学級担任が、いじめの対応を一人で抱えることがないように、「学校いじめ対策委員会」が対応方針を決定していく。
- 2 いじめについて専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」を招集し、連携した対応につなげていく。

◆スクールカウンセラー等を活用した学校教育相談の一層の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

いじめ、暴力行為、自殺等の問題の解決に向けて、児童・生徒が教職員に対して相談しやすい環境を整備し、社会全体で児童・生徒を支援する体制を構築するため、スクールカウンセラーの配置の拡充を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村に対する支援を一層充実させる。

1 スクールカウンセラー活用事業

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士を学校に配置し、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消に資するため、全公立小・中・高等学校にスクールカウンセラーを配置した。

(1) 資格

- ア 臨床心理士（資格取得1年以上）
- イ 精神科医
- ウ 大学・大学院における心理学系の教授等

(2) 職務

- ア 児童・生徒へのカウンセリング
- イ 子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
- ウ カウンセリングについて教員や保護者への指導・助言
- エ 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- オ 児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

(3) 配置校数

（単位：校）	小学校	中学校	高等学校	合計
23年度	327	※ 632	100	1,059
24年度	327	※ 631	100	1,058
25年度	※ 1,298	※ 630	※ 188	2,116
26年度	※ 1,295	※ 629	※ 186	2,110
27年度	※ 1,292	※ 627	※ 186	2,105
28年度	※ 1,286	※ 626	※ 248	2,160

※ 全校配置（全日制課程・定時制課程を併置する高等学校については、両課程で1人を配置）

(4) 配置人数

1,333人（臨床心理士1,327人、大学教授等6人）平成28年4月1日現在
（4校勤務1人 3校勤務236人、2校勤務348人、1校勤務748人）

(5) 配置時間・日数

1日7時間45分×38回/年

(6) 事業等

- ア 3月5日 区市町村教育委員会担当者等対象スクールカウンセラー活用事業担当者連絡会
[都民ホール]
新規スクールカウンセラー連絡会[都民ホール]
- イ 5月6日 都立学校配置スクールカウンセラー連絡会[都庁大会議場]

- ウ 5月24日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（区部小・中学校）
[新宿区新宿文化センター]
- エ 5月31日 学校管理職対象スクールカウンセラー配置校連絡会（市部小・中学校、都立学校）
[多摩社会教育会館]
- オ 8月29日 スクールカウンセラー連絡会[杉並公会堂]
講演：「自殺予防の基礎知識について」
講師：国立大学法人筑波大学 教授 高橋 祥友 先生

2 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村教育委員会に対して支援を行った。

(1) 事業概要

- ア 都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）
※ 平成27年度は、都の負担に係る予算額を前年度比約2.6倍に拡充したことにより、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができた。
- イ 都教育委員会は、スクールソーシャルワーカーに対し適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを、全額都費負担で、区市町村教育委員会に配置

(2) 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

(3) 職務

- ア 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

(4) 配置自治体数

	区	市	町	村	合計
23年度	10	17	2	0	29
24年度	12	17	2	0	31
25年度	14	20	3	0	37
26年度	17	22	3	0	42
27年度	20	23	3	0	46
28年度	22	25	3	0	50

(5) 配置実人数

155人（予定）

<成果>

1 スクールカウンセラー活用事業

「いじめられた児童・生徒の相談状況」

※平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

	小学校	中学校	高等学校	合計
スクールカウンセラー等の相談員に相談（件数）	583	258	14	855
いじめの認知件数に対する割合（%）	16.4	9.6	30.4	13.5

2 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

活動記録「継続支援対象児童・生徒の抱える問題と支援状況」

	件数（件）	支援状況	
		問題が解決した割合（%）	問題が好転した割合（%）
スクールソーシャルワーカーが対応した件数の合計	6,494	10.8	20.8

<課題>

1 スクールカウンセラー活用事業

全校種において、スクールカウンセラーと連携し対応した件数が昨年度と比べ増加している一方で、そのうち効果が見られた件数や割合は、大きく減少している。スクールカウンセラーが対応したいじめの多くは、昨年度に比べて、解決困難な事例であったことが想定される。

2 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカーの配置拡充にもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、児童・生徒一人一人に対して十分な支援を実現させるためには、更なる配置拡充が必要である。

<今後の取組の方向性>

1 スクールカウンセラー活用事業

効果が見られた事例を検証し、組織的な対応を推進していく。また、いじめの実態に応じて、被害の子供の心情に寄り添って解決を図ることができるようにするため、学校ごとにスクールカウンセラーによる被害の子供への関わり方を明確にしていく。

2 区市町村におけるスクールソーシャルワーカー活用事業

平成29年度以降も、引き続き全区市町村への配置と、申請額の全額に対応できる予算を確保していく。

◆子供たちの主体的な行動を促す指導の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

学校において、児童・生徒が、いじめを見て見ぬ振りせず、自分たちでいじめ問題を解決できるようにするため、子供たち同士が主体的に話し合い、主体的に行動できるようにするための指導の推進を図った。

1 「いじめ総合対策【第2次】」の策定による取組の推進

子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成を図るため、以下の内容を示した。

(1) 上巻[学校の取組編]

子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア 互いに認め合う態度を育む取組

イ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

ウ 取組の推進役を担えるリーダーの育成

エ 児童会・生徒会活動による取組

オ 「SNS東京ルール」に基づく「学校ルール」や「家庭ルール」づくり

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションによる意識啓発

(2) 下巻[実践プログラム編]

学習プログラム（道徳の時間や学級活動等、全ての教育活動を通じて、児童・生徒がいじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせるためのプログラム）

ア いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成

イ 互いの個性の理解

ウ 望ましい人間関係

エ 規範意識の醸成

2 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの開発

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるように促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関するサイト及びアプリケーションを開発した。

3 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成を図るための取組について、区市町村教育委員会に調査を実施し、その結果について生活指導担当指導主事連絡会にて情報の共有化を図った。

＜成果＞

1 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の審議を経て、「いじめ総合対策【第2次】」を策定し、平成28年度中に都内全公立学校に配布することができた。

2 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの配信について、平成28年度末までに、その体制を構築することができた。

3 生活指導担当指導主事連絡会で、各区市町村教育委員会の取組について情報共有したことで、子供たちが主体的に話し合い、解決に向けて行動できるようにするための取組を推進することができた。

<課題>

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」（4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査）の結果の経年比較から、以下の点が課題と見られる。

*いじめの主な端緒別件数（認知したきっかけ）「子供からの訴え」

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成28年度	12.2%	15.9%	33.3%	0.0%
平成27年度	21.4%	17.3%	34.6%	0.0%

・小・中・高等学校では、「子供からの訴え」により発見した割合が、昨年度より減少している。

<今後の取組の方向性>

「いじめ総合対策【第2次】」や「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションについて、あらゆる機会を通じて普及啓発し、子供がいじめ問題に対して主体的に行動できる力の育成を図っていく。

◆いじめ等防止の情報サイト・アプリケーションの開発（指導部）

<施策の取組状況>

児童・生徒がいじめを防止するために主体的に行動できるよう促すとともに、心配な状況があったらすぐに相談機関にアクセスできるようにするため、いじめ防止に関するサイト及びアプリケーションを開発した。

- 1 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の目的等
 - (1) 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたとき、いじめを行ったときなどに、どのように対処すればよいのかを考えるきっかけとする。
 - (2) 自分がいじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときなどに、携行しているスマートフォンなどから、24時間いつでも「東京都いじめ相談ホットライン」に相談できるようにする。
- 2 情報サイト・アプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の内容
 - (1) 【こころ空模様チェック】

簡単なストレスチェック機能があり、「東京都いじめ相談ホットライン」に電話をかけることができる。
 - (2) 【こころストーリー】（いじめ相談・SNS）

いじめや、SNSについて考えさせる八つのストーリーを見ることができる。
 - (3) 【SNSルールリマインダー】

SNSに関して決めたルールを登録することで、いつでも見直すことができる。

<成果>

平成 28 年度末に、上記の 3 本のアプリと Web サイトを公開した。また、啓発リーフレットを作成し、都内全公立学校に配布するとともに、携帯電話事業者と連携し、事業所にも配布することで一層の啓発を図った。

<課題>

子供たちが家庭で使用しているコンピュータや、携帯しているスマートフォンを通して、日常から「考えよう！ いじめ・SNS@Tokyo」にアクセスし、いじめ問題の解決に向けて、自分がどのように行動すれば良いのかを考えることができるよう啓発を行う必要がある。

<今後の取組の方向性>

校長連絡会や区市町村教育委員会室課長会等、あらゆる機会を活用し普及啓発を行っていく。

◆「いじめ総合対策」の着実な推進（指導部）

<施策の取組状況>

いじめ防止等の対策に関して、「いじめ総合対策」の推進状況を検証し、学校において成果のあった効果的な取組等を共有できるようにするとともに、「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」の答申を踏まえて、「いじめ総合対策」を改訂する。

- 1 平成 28 年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施（平成 28 年 4 月から 6 月までの期間の取組に関する調査）

調査結果及び取組の改善策の公表 平成 28 年 11 月

- 2 生活指導担当者連絡会[全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会]の実施（平成 28 年 8 月）
テーマ「いじめへの対応に関して東京都の皆さんにお願いしたいこと」

- 3 都教育委員会指導主事派遣「いじめ防止対策の強化を目指して」の実施（平成 28 年 11 月）

区市町村教育委員会からの要請に基づき、都教育委員会の指導主事を様々な研修会等に派遣し、「いじめ総合対策【第 2 次】」を中心に、いじめの定義に基づく正しい認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等の具体的な取組について説明した。

- 4 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条に基づき設置された「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」において、平成 28 年度は教育委員会からの諮問を踏まえ、下記のとおり審議を行い、「いじめ総合対策」改訂に向け答申を策定した。

日 時		審 議 内 容 (概要)
平成 28 年	6月22日(水)	○いじめ問題の解決に向けて、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成の在り方
	7月7日(木)	○最終答申「いじめ総合対策【第2次】(案)」
	7月20日(水)	○「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について(最終答申)
	11月28日(月)	○「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果から見られる取組の現状と課題 ○「いじめ総合対策【第2次】(案)」に示された取組の徹底
平成 29 年	2月20日(月)	○「いじめ」の定義の正確な理解に基づく認知と組織的対応の在り方

- 5 上記4に示す審議を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂し、新たに「いじめ総合対策【第2次】」を策定した。(平成29年2月)

<成果>

毎年度、東京都教育委員会が実施している「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」(4月から6月までのいじめの認知件数とその対応状況等を把握するための調査)の結果の経年比較から、以下の点が成果として見られている。

- 1 調査対象期間におけるいじめの認知件数及び解消した件数の経緯

※ () の%は、認知件数の合計に対する割合

	26年度		27年度		28年度	
	認知件数	解消件数(率)	認知件数	解消件数(率)	認知件数	解消件数(率)
小学校	2,190	1,510(68.9%)	1,392	853(61.3%)	1,710	1,147(67.1%)
中学校	1,837	1,312(71.4%)	1,400	1,037(74.1%)	1,298	990(76.3%)
高等学校	54	46(85.2%)	26	16(61.5%)	48	36(75.0%)
特別支援学校	5	3(60.0%)	5	4(80.0%)	6	5(83.3%)
全校種	4,086	2,871(70.3%)	2,823	1,910(67.7%)	3,062	2,178(71.1%)

認知件数の合計は、昨年度より増加している。また、解消率が全校種で昨年度よりも高くなっている。軽微ないじめを見逃さず、確実に認知しようとすることや、学校の組織的対応力が向上したことが考えられる。

- 2 「いじめ総合対策」改訂に係る連絡会等における説明

(1) 学校経営支援センター連絡会	2回	10月、3月
(2) 都立学校校長連絡会	2回	10月、3月
(3) 都立学校副校長連絡会	2回	10月、3月
(4) 区市町村教育委員会室課長会	1回	10月
(5) 区市町村教育委員会生活指導担当指導主事連絡会	2回	11月、2月
(6) 区市町村教育委員会への都教育委員会指導主事の派遣	7回	9月、11月、1月、2月、3月

<課題>

1 全ての教職員が、「学校いじめ基本方針」を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが必要である。

2 「いじめを認知したきっかけ」から

いじめの認知件数全体に対する「子供からの訴え（被害生徒、周囲の生徒、加害の生徒からの訴えの合計）」の件数の割合（単数回答）

（単位：％）	26年度	27年度	28年度
小学校	15.3	21.4	12.2
中学校	22.0	17.3	15.9
高等学校	29.6	34.6	33.3
特別支援学校	40.0	0.0	0.0
全校種	18.6	19.4	14.1

全ての校種において、子供からの訴えにより発見されたいじめの割合が、平成27年度と比べ減少している状況である。

児童・生徒が教職員や保護者等の大人に訴えることにより、学校がいじめを把握し、早期に解消することができる信頼関係を構築することが必要である。

また、周囲の児童・生徒が、他の児童・生徒がいじめを受けていることについて教職員に伝えるなど、いじめの問題を子供たち自身で解決していこうとする意識や態度を育むことが必要である。

<今後の取組の方向性>

上記の課題を踏まえて、平成29年2月に策定された「いじめ総合対策【第2次】」を通して、以下の取組について改善を図っていく。

- いじめに対して学校が組織的に対応できるようにするため、「学校いじめ対策委員会」の機能を強化するとともに、一人一人の教職員の取組の徹底を図る。
- 子供が大人に相談しやすい環境づくりのため、学校教育相談体制を充実させるとともに、平成29年3月に新たに開発されたホームページやアプリケーションを活用し、外部相談窓口にアクセスしやすい環境を整備する。
- いじめを見て見ぬふりせず、子供たち同士が話し合い、解決に向けて行動できるようにするための主体的な取組を促す指導を充実させる。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	徳	取組の方向	4 子供たちの健全な心を育む取組
主要施策	12	SNS等の適正な使い方の啓発強化	

【平成28年度予算額：49,848千円 決算額：43,608千円 従事職員数2人（指導主事2人）】

◆東京都独自のルール「SNS東京ルール」の着実な推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

- 1 情報モラル推進校20校を指定し、先進的な取組を実施
- 2 情報教育担当指導主事連絡会において、学校や家庭におけるルールの策定や見直しの取組の更なる推進に向けた情報共有
- 3 「SNS東京ルール」推進協議会の開催

＜成果＞

- 1 平成28年11月4日（金）に、情報モラル推進校の成果発表として、銀座ブロッサムにおいて「情報教育フォーラム」を開催した。都民を含めた521名の参加があり、96%から「参考になった。」などの肯定的評価を得た。
- 2 3月末に情報モラル推進校の成果をまとめた「実践事例集」を作成し、都内公立学校全校に配布した。
- 3 全ての区市町村教育委員会で、管下の学校に対して「SNS学校ルール」を策定するように伝えるとともに、学校を通して家庭への啓発を行うように伝えた。
- 4 学校においてインターネット利用のルールを定めている割合は、平成27年度調査では14.8%、平成28年度調査では74.1%であった。
- 5 家庭においてインターネット利用のルールを定めている割合は、平成27年度調査では69.1%、平成28年度調査では68.9%であった。
- 6 高校生のSNS利用によるトラブルの割合は、平成27年度調査では10.5%、平成28年度調査では7.7%であった。
- 7 「SNS東京ルール」推進協議会を2回開催し、啓発リーフレットの携帯電話販売店での配布や、SNS東京ノートの保護者ページ作成等について具体的な連携を実現した。

＜課題＞

- 1 これまでの取組が形骸化しないように、児童・生徒の話合いを通じたルール見直しの活動を継続して行う必要がある。
- 2 「SNS東京ノート（29年度版）」の活用状況等を確認する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 ふれあい月間等の機会を捉えて、ルールの見直し状況の確認を行う。
- 2 平成 29 年度に指定する情報教育推進校を中心に補助教材「SNS 東京ノート」の活用状況を確認するほか、ふれあい月間等の機会を捉えて調査を行う。

◆インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握（指導部）

<施策の取組状況>

- 1 学校非公式サイト監視及び、不適切な書き込みの情報提供
- 2 抽出調査（児童・生徒のインターネット利用状況調査）の継続実施
- 3 LINE 株式会社との共同研究プロジェクトに基づいた計画的な取組
補助教材「SNS 東京ノート」の改訂、アンケート調査の実施、教員研修の実施

<成果>

- 1 都立学校や区市町村教育委員会に対して、年間 30 件（2 月末現在）の情報提供を行い、不適切な書き込みの削除や生徒の指導に活用した。
- 2 「児童・生徒のインターネット利用状況調査」を実施し、経年変化を確認した。
- 3 「SNS 東京ノート」（平成 28 年度版）を都内公立学校の全児童・生徒に配布した（7 月）。
情報モラル推進校を中心に各学校で活用した。
- 4 「SNS 東京ノート」（平成 29 年度版）を LINE 株式会社との共同研究の成果として作成した。
LINE 株式会社の知見を生かしたカード型教材を取り入れ、児童・生徒の話し合いを活性化させる。高校生版では、災害時の活用など、主体的な学びの要素を取り入れた。

<課題>

- 1 学校非公式サイト監視は継続して行うが、生徒の利用実態の変化に伴い、より効果的な検出方法等を検討する必要がある。
- 2 利用状況調査を継続して行い、経年変化を分析する必要がある。
- 3 「SNS 東京ノート」の活用状況について情報を収集する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 単独の書き込みだけではなく、相互リンクなどの検索を行うことで、精度の向上を図る。
- 2 利用状況調査は、小学校低学年向けの調査内容を精査しつつ継続する。
- 3 「SNS 東京ノート」について、LINE 株式会社と連携しながら、必要に応じて一部改訂を行う。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	体	取組の方向	5 体を鍛え健康に生活する力を培う
主要施策	13	体力向上を図る取組の推進	

【平成 28 年度予算額：296,939 千円 決算額：269,798 千円 従事職員数 6 人（指導主事 6 人）】

◆「アクティブプラン to 2020」の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

第 1 次推進計画、第 2 次推進計画の成果と課題を踏まえ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）を「アクティブプラン to 2020」として策定し、5 年間の目標を具体的に設定した。

【5 年間の目標】

- (1) 平成 32 年に行われるオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成する。
- (2) 区市町村教育委員会と学校は、それぞれ体力向上の具体的な目標を定め、取組を計画するとともに、実践、評価、検証の PDCA サイクルにより、体力向上を推進する。
- (3) 毎日の朝食摂取率の改善・向上や節度ある SNS の使用等を図ることにより、基本的な生活習慣の改善・定着を図る。
- (4) 体力合計点の東京都平均値を、小学生は都道府県の上位、中学生・高校生は全国平均値程度まで向上させる。
- (5) 低下傾向を示している「握力」については、小学生は男女ともに 1 kg、中学生・高校生の男子は 3 kg、女子は 2 kg 増を目指す。「投げる力」については、小学生男女ともに低学年は 1 m、高学年は 2 m、中学生・高校生は男女ともに 2 m 増を目指し取組を推進する。

2 総合的な子供の基礎体力向上方策の具体的な取組

(1) 「子供の体力向上推進本部」等の設置

児童・生徒の体力・運動能力の現状分析や向上策について戦略的な取組を検討した。

- ・平成 21 年度 子供の体力向上推進本部の設置 3 回開催
- ・平成 22 年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 1 次推進計画）策定 2 回開催
- ・平成 23 年度 第 1 次推進計画の進捗状況、年齢別体力向上プログラム等検討 1 回開催
- ・平成 24 年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 2 次推進計画）策定 1 回開催
- ・平成 25 年度 第 2 次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 1 回開催
- ・平成 26 年度 第 2 次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討 3 回開催
- ・平成 27 年度 総合的な子供の基礎体力向上方策（第 3 次推進計画）策定
- ・平成 28 年度 第 3 次推進計画の進捗状況

(2)「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

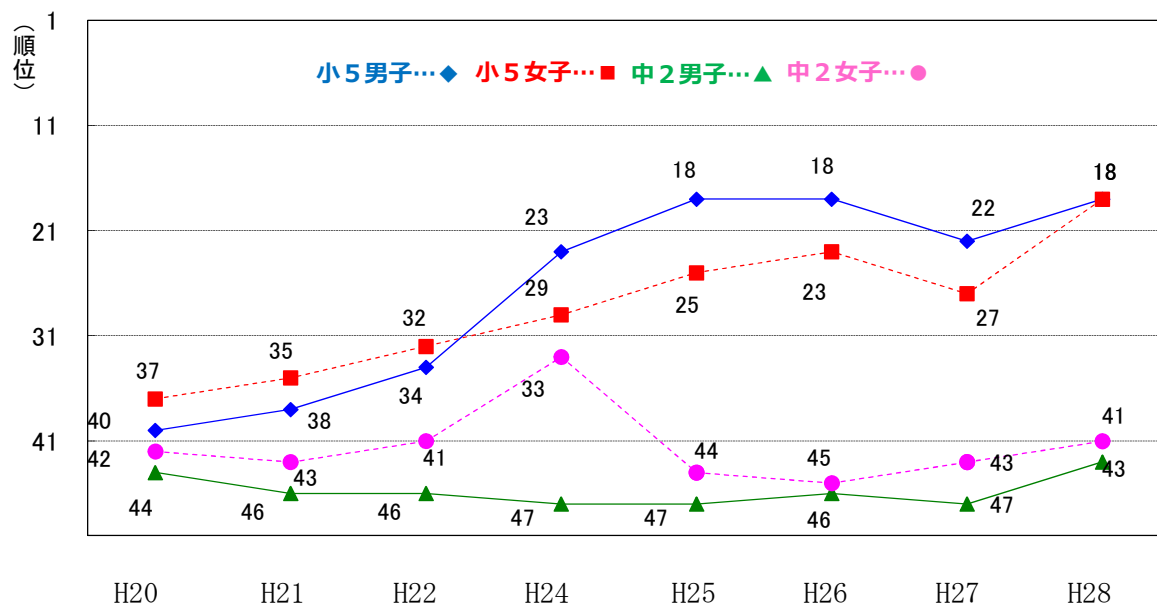
【実施規模（平成22年度と平成28年度の比較）】

	平成22年度			平成28年度		
	実施校数	実施人数	割合	実施校数	実施人数	割合
小学校	60校	25,110人	4.4%	1,286校	564,301人	100.0%
中学校	59校	18,912人	8.4%	620校	222,485人	100.0%
中等教育学校	0校	0人	0.0%	6校	5,481人	100.0%
高等学校（全）	30校	18,848人	15.8%	173校	124,043人	100.0%
高等学校（定・通）	5校	380人	2.3%	55校	10,793人	100.0%
特別支援学校	0校	0人	0.0%	44校	6,685人	69.8%
合計	154校	63,250人	6.7%	2,184校	933,788人	95.0%

※「割合」とは、全校に占める実施校の割合

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）から

【47都道府県における東京都の順位】



【体力合計点の東京都及び全国の平均値推移（80点満点）】

		20年度	21年度	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小5	男子	52.97 (54.48)	53.32 (54.19)	53.54 (54.36)	54.10 (54.07)	54.12 (53.87)	54.16 (53.91)	53.90 (53.81)	54.19 (53.93)
	女子	53.29 (54.84)	53.52 (54.59)	54.07 (54.89)	54.52 (54.85)	54.74 (54.71)	55.21 (55.01)	55.25 (55.19)	55.80 (55.54)
中2	男子	38.59 (41.50)	38.51 (41.36)	38.66 (41.71)	40.16 (42.32)	39.50 (41.69)	39.71 (41.63)	39.88 (41.80)	40.67 (42.00)
	女子	45.21 (48.38)	45.01 (47.94)	45.78 (48.14)	47.61 (48.72)	46.21 (48.31)	46.73 (48.55)	47.40 (48.96)	48.32 (49.41)

※（ ）内は、全国の平均値

(3) 「一校一取組・一学級一実践」運動の推進

全公立学校で学校の実態に応じた体力向上の具体的な取組を展開することができた。また、優れた実践例を取りまとめ、各学校の取組の促進を図ることができた。

- ・「一校一取組」運動の展開実践例報告書の作成・配布

平成 22 年度 13,000 部、平成 23 年度 8,500 部、平成 24 年度 8,650 部、平成 25 年度 6,400 部、平成 26 年度 12,000 部、平成 27 年度 12,130 部

- ・「アクティブプラン to 2020 実践事例集」の作成・配布

平成 28 年度 12,300 部

(4) 中学生「東京駅伝」大会の実施

中学校教育の一環として、区市町村対抗の駅伝競走大会を実施し、自治体ごとの体力向上に係る取組の促進を図ることができた。

- ・ 参加自治体数 平成 21 年度 51 区市町
平成 22 年度 東日本大震災により中止
平成 23 年度 50 区市町
平成 24 年度 50 区市町及び宮城県南三陸町男子チーム特別参加
平成 25 年度 大雪により中止
平成 26 年度 50 区市町
平成 27 年度 50 区市町
平成 28 年度 50 区市町

3 全中学校において「アクティブスクール」を展開

全国最低水準の中学生の体力を向上させるためには、全中学校が共通の課題意識を持ち、同じ目標に向かって集中して取り組んでいく必要があるため、全中学校を「アクティブスクール」として位置付け、自校の目標（値）や取組内容を定めた「体力向上推進計画」を作成し、取組を強力に推進していく。

4 コーディネーショントレーニングの普及

運動生理学や脳科学の研究から考案され、児童・生徒の体力向上を図ることが期待できるコーディネーショントレーニングの実施校の一層の拡大に向けて、体育授業の体づくり運動や補助運動、全校朝会や休み時間、放課後の取組、部活動等において、先進的に取り組むとともに、成果を当該区市町村内等に普及する地域拠点校 50 校を定め、実践内容を地域に発信していく。

<成果>

- 1 東京都統一体力テストを開始した平成 23 年度と比較すると、全学年ともに向上傾向にあり、体力合計点平均値も上昇している。
- 2 中学 2 年生の体力合計点平均値は男女共に最低水準であったが、平成 28 年度は、男女ともに順位を上げている。小学 5 年生の体力合計点平均値は、男女ともに全国平均値を上回り、順位を上げている。特に、女子は過去最高の順位となった。

<課題>

- 1 平成 23 年度から、子供たちの運動習慣及び生活習慣に大きな変化は見られていない。
- 2 どの校種においても、各種目の平均値及び体力合計点平均値は向上傾向であるが、「握力」「ボール投げ」については、依然として低い状況である。
- 3 「ボール投げ」については、全ての学年で全国平均（平成 26 年度）を下回っている。

<今後の取組の方向性>

- 1 「基礎体力の向上」及び「投げる力の強化」に向けて、学習方法や運動内容等、体育授業や運動部活動において活用できる「体力を高める運動ガイドライン」を作成し、全公立学校へ配布した。次年度、本ガイドラインを活用した研修会を実施し、内容の普及を図る。
- 2 体力テストを6月に実施した学校は、体力合計点平均値が高い傾向にあり、事前指導を充実させた成果と考えられる。しかし、実施率は、小学校では 64.6%、中学校では 42.2%、高等学校（全日制）では 16.2%と十分ではなく、さらに6月実施を推進し、事前指導の充実を図る必要がある。

◆「アクティブライフ研究実践校」、「アクティブスクール」、「スーパーアクティブスクール」の指定（指導部）

<施策の取組状況>

1 アクティブライフ研究実践校

健康教育を中心とした体力向上・健康づくりを推進する小学校を指定し、優れた取組や成果を広く発信することを通して都全体の健康教育をより一層推進することを目的とする。平成 28 年度に 20 校を指定し、3年間研究開発を行う。今年度は、研究実施校全校を視察し、各校の課題、目標（値）、課題解決に向けた実践内容等について把握し、指導・助言を行うなど、次年度に向けた取組の充実を図った。

また、アクティブライフ研究実践校及び所管の教育委員会を対象に「アクティブライフ通信」を発行した。各校の研究の参考となるよう、体力向上や健康づくりに関わる情報を知らせるとともに、各研究校の取組を紹介し、学校同士のコミュニケーションの充実を図った。

2 アクティブスクール

全中学校において自校の目標（値）や取組内容を定めた体力向上推進計画を作成し、それぞれの学校が体力向上の取組をより一層推進することを目的とする。平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間、全中学校を「アクティブスクール」とし、体力合計点については全国平均値以上を目指す。区市町村教育委員会と学校が、それぞれ体力向上の具体的な目標を定め、取組を計画するとともに、実践、評価・検証のPDCAサイクルにより、体力向上を推進するため、中学校体育主任連絡協議会及び体育担当指導主事連絡協議会等において、周知を図った。

3 スーパーアクティブスクール指定校

体力向上に先進的に取り組む中学校を指定し、具体的取組を研究開発するとともに、成果を広く発信することを通して中学校の体力向上を具現化することを目的とする。平成28年度に47校を指定し、3年間研究開発を行う。今年度は、指定校全校を視察し、各校の課題、目標（値）、課題解決に向けた実践内容等について把握し、指導・助言を行うなど、次年度に向けた取組の充実を図った。

<成果>

- 1 アクティブライフ研究実践校及びスーパーアクティブスクール指定校は、体力テストの結果を分析して、課題を把握するとともに、「投げる力」や「握力」等の苦手な種目などに重点を置いた体力向上の3年間実施計画を作成し、研究内容を定めた。
- 2 スーパーアクティブスクール指定校では、運動が好きでない生徒や苦手な生徒、運動部活動に所属していない生徒等を対象とした体育活動の充実を図った。
- 3 児童・生徒の運動への関心、意欲を高めるため、オリンピック、パラリンピアン、大学教授、栄養士、インストラクター等の外部人材を積極的に活用し、体育的活動を充実させた。

<課題>

- 1 学校の課題に基づき、より一層体力の向上を図る。特に、「投げる力」と「握力」を高める。
- 2 家庭や地域と連携し、運動が好きでない児童・生徒や苦手な生徒、運動部活動に所属していない児童・生徒等の運動時間を確保する手立てを一層工夫する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 アクティブスクールの趣旨の徹底を図り、全中学校で自校の目標（値）や取組内容を定めた体力向上推進計画を作成し、それぞれの学校が体力向上の取組を推進できるようにする。
- 2 「基礎体力の向上」及び「投げる力の強化」に向けて、学習方法や運動内容等、体育授業や運動部活動において活用できる「体力を高める運動ガイドライン」を活用した研修会を実施し、内容の普及を図る。
- 3 スーパーアクティブスクール指定校を15校追加し、総計62校において研究開発に取り組んでいく。
- 4 平成29年度は、アクティブライフ研究実践校、スーパーアクティブスクール指定校において中間報告を実施し、優れた実践の普及を図る。

◆「スポーツ特別強化校」の指定及び都立高等学校運動部活動全体の活性化（指導部）

<施策の取組状況>

1 スポーツ特別強化校の実施

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都開催に向け、全国大会や関東大会出場を目指す部活動をスポーツ特別強化校に指定し、都立高校の競技力向上を一層推進した。都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図るため、競技人口の少ない競技種目も含めて慎重に審査を行い、23校50部指定した。

2 スーパーバイザーの導入

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえ、優秀な指導者（以下「スーパーバイザー」という。）を、競技力向上を図るために都立高等学校スポーツ特別強化校5校5部に導入し、関東大会上位入賞及び全国大会出場を目指した。

3 都立高校の県外遠征等の実施

都立高校における競技力向上のための県外遠征等を実施し、野球1校1部、男子バスケットボール1校1部を北海道夕張市へ派遣した。

<成果>

- 1 関東大会やインターハイに出場するなどの好成績を残した。特に指定した少林寺拳法部及びボート部が、平成28年度全国高等学校総合体育大会で優勝、なぎなた部及びボート部が平成28年度関東大会で優勝した。その他、硬式野球部が東東京大会（夏の甲子園予選）でベスト4の成績を残した。
- 2 スポーツ特別強化校の部活動から5部指定し、スーパーバイザーを導入した。指定した陸上競技部（棒高跳び）が平成28年度国民体育大会（岩手）及び日本ジュニア選手権（愛知）で優勝した。
- 3 都立高校の県外遠征等の実施
気候や施設など恵まれた環境の下、普段は戦う機会のない北海道の強豪校や地元の高校と、競技力の向上を目指しながら対戦し、自チームの実力を認識し、実践力を養成するとともに、互いの交流を図る貴重な機会にすることができた。

<課題>

平成28年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目で12.4%、団体種目で9.1%と低い。出場率を高くすることが課題である。

<今後の取組の方向性>

スポーツ特別強化校、スーパーバイザーの取組については、紙面による実施報告のみならず、学校訪問による状況把握のための工夫を講じ、効果を検証し都立高校の競技力向上を一層推進するとともに、都立高校におけるスポーツ全体の隆盛を図る必要がある。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	体	取組の方向	5 体を鍛え健康に生活する力を培う
主要施策	14	健康づくりの推進	

【平成28年度予算額：1,895千円 決算額：1,742千円 従事職員数3人（指導主事0人）】

◆学校給食を中心とするアレルギー疾患に関わる事故の再発防止（都立学校教育部・地域教育支援部）

＜施策の取組状況＞

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭、エピペン[®]携帯児童・生徒の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・アレルギー疾患対応研修実施状況（平成28年度）

対象	回数	参加人数
学校教職員	8回	3,418人
学校栄養職員	2回	413人

※学校教職員対象の研修のうち2回は管理職対象研修

＜成果＞

- ・アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- ・「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

＜課題＞

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の増加や、食物アレルギーの新規発症の可能性に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集を活用して事故の未然防止を推進する。

学校における食物アレルギー対応の体制整備や、全ての教職員が対応できるよう校内研修の実施を推進する。

◆食育の更なる推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

＜施策の取組状況＞

栄養教諭及び学校栄養職員に対し、各種研修会の実施等を通じて、学校給食等を活用した食育の取組を支援している。

また、学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、教科間で連携した食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置を拡大している。

- 学校栄養職員等研修実施状況（平成28年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員新規採用者研修	55人
学校栄養職経験者前期（5年次）研修	59人
学校栄養職経験者後期（10年次）研修	24人
食に関する指導研修会	277人
衛生管理推進研修会	457人
学校栄養職員等研修会	403人

- 栄養教諭配置実績（平成20年度から配置）

年度	24	25	26	27	28
配置人数	44人	49人	54人	57人	64人

＜成果＞

地場産物を取り入れた学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などにより、食べ物や生産者に対する感謝の心が育ち、食を中心とした生活習慣の改善が見られるなど、児童・生徒の食に関する意識が高まっている。

＜課題＞

食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

地場産物の活用や郷土料理を献立に取り入れるなどの工夫により、学校給食の教育的効果を引き出した指導を行えるよう、引き続き支援していく。また、更に食育の推進を図るため、引き続き栄養教諭の配置を拡大していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	オリンピック・パラリンピック教育	取組の方向	6 オリンピック・パラリンピック教育の推進
主要施策	15	オリンピック・パラリンピック教育の推進	

【平成28年度予算額：1,584,537千円 決算額：1,348,601千円 従事職員数7人（指導主事3人）】

◆「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進（総務部・指導部）

＜施策の取組状況＞

都教育委員会が定めた、「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、都内全ての学校において、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと「学ぶ（知る）」「観る」「する（体験・交流）」「支える」の四つのアクションとを組み合わせた多彩な教育活動を推進した。

＜成果＞

平成26年度に、オリンピック・パラリンピック教育推進校300校を指定し、平成27年度には、推進校を600校に拡大した。

平成28年度は、都内全ての学校（2,330校）で「4×4の取組」の多彩な教育活動を取り入れたオリンピック・パラリンピック教育を開始した。

＜課題＞

子供たちがオリンピック・パラリンピックについての知識を習得するだけでなく、実際に体験や活動を通じて学びを深めていくために、より一層オリンピック・パラリンピック教育を深化、拡充させていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

全ての子供が、発達段階や興味・関心に応じて、オリンピック・パラリンピックに何らかの形で関わり、それらを通して、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶことが重要である。東京2020大会と、さらにその先を見据え、計画的・継続的に教育を展開していくことにより、児童・生徒に互いを尊重する心と社会貢献の精神を培う教育を、大会後のレガシーとして確実に引き継ぎ、開催都市にふさわしい社会の実現を目指していく。

◆重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクトの推進（総務部・指導部）

＜施策の取組状況＞

「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすために、各校が創意工夫する取組である「東京ユースボランティア」「スマイルプロジェクト」「世界ともだちプロジェクト」、東京都教育委員会が公募により実施する取組である「夢・未来プロジェクト」を推進した。また、重点的に育成すべき資質を幼児・児童・生徒に身に付けさせるための先進的取組や特色ある取組を組織的に行い、他校へ普及・啓発することを目的として、オリンピック・パラリンピック教育重点校を指定した。

＜成果＞

- ・重点的に育成すべき五つの資質について先進的な取組を行う重点校 100 校全ての学校が、実践報告会を開催し、他校へ普及・啓発を行った。
- ・多様なオリンピック・パラリンピック教育の実践事例集を作成した（ホームページにも掲載）。
- ・世界ともだちプロジェクトにおいて、都内全ての学校に 204 の大会参加国・地域を 5 か国ずつ割り当て、各学校で調べ学習等を行った。
- ・夢・未来プロジェクト（オリンピック・パラリンピアンや外国人アスリートの学校への派遣）を拡大

【派遣校数】

年度	27	28
実績	112	220

＜課題＞

オリンピック・パラリンピック教育を一層推進するため、これまでの取組について、内容の拡充を図り、特に「ボランティアマインドの醸成」、「障害者理解の促進」のための取組を充実させていく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

優れたオリンピック・パラリンピック教育を行っている学校の取組を顕彰し、これまでの取組の一層の充実や、他の資質の育成への新たな取組、取組成果の他校への普及・啓発等を通じ、オリンピック・パラリンピック教育を一層推進する。

また、ボランティア登録制度を新たに開始するとともに、学校と障害者団体等との連携の場を拡充するなど、ボランティアマインドを醸成し、障害者等の理解を深める取組を推進する。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	16	優秀な教員志望者の養成と確保	

【平成28年度予算額：68,848千円 決算額：63,276千円 従事職員数9人（指導主事3人）】

◆「東京教師養成塾」の充実及び教職大学院との連携による新人教員の確保（指導部）

1 東京教師養成塾

＜施策の取組状況＞

東京都の教育に求められる教師像にふさわしい人物、実践的な指導力や社会性を備え、即戦力として活躍できる教員を養成するため、東京都の公立学校の教員を希望する選抜された学生に対して、特別教育実習、教科等指導力養成講座、体験活動の三つの講座を実施した。

(1) 対 象

小学校教諭一種免許状又は特別支援学校教諭一種免許状課程認定大学（大学院を含む。）で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学4年生及び大学院2年生150人（小学校コース：130人、特別支援学校コース：20人）

(2) 講 座

ア 特別教育実習 年間40日以上の実習と40時間以上の授業を実施

教師養成指定校において、年間を通し、原則として週1回の実習及び5日間（年3回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成する。

イ 教科等指導力養成講座 年間25回

「教科等に関する講座」「学級経営に関する講座」「教育課題に関する講座」などの講義を通して、教科等の専門性、指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深める。

ウ 体験活動（就業体験）5日間 25企業・事務所で実施

夏季休業期間中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、社会人としての責任ある態度を身に付ける。

＜成果＞

塾生は、年間を通して実施する特別教育実習において、数多くの授業実践や行事等を経験し、実践的な指導力を身に付け、都の教員として採用されている。

(1) 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	55.1日	学校行事への参加	9.6回
授業実践時数	45.3時間	管理職等の講話	10.4回

(2) 塾生の採用状況

年度	24(25採用)	25(26採用)	26(27採用)	27(28採用)	28(29採用)
応募者数(名)	165	182	167	197	203
入塾者(名)	150	149	150	149	150
都採用者(名)	145	142	142	144	147

<課題>

- (1) 実践的な指導力を有する教員として育成していくため、これからの時代に求められる教育に対応した講座内容を構築すること。
- (2) 特別教育実習を実施する教師養成指定校を確保すること。
- (3) 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化して、塾生の指導・育成体制の充実を図ること。
- (4) 教員としての資質・能力を有する学生を確保し育成していくこと。

<今後の取組の方向性>

- (1) 学習指導要領の改訂や東京都教育施策大綱、東京都の教育課題等に対応したこれからの時代に求められる講座内容に改善するとともに、小学校又は特別支援学校それぞれの教員に求められる指導力を身に付けることのできる講座を構築する。
- (2) 教師養成指定校確保のため実習内容や配置人数等を見直し、周知を図る。
- (3) 東京都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、現在46大学ある連携大学との連携の在り方を見直し、連携の強化を図る。
- (4) 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図るとともに、選抜方法の改善及び募集定数の見直しを行い、優秀な学生を確保する。

2 教職大学院連携事業

<施策の取組状況>

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を提供し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察と大学及び連携協力校関係者、学生等からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を行った。

【実績等】

- ・ 平成29年度に採用した学部新卒学生 25名
- ・ 平成28年度の院生のために大学に提供した連携協力校 132校
- ・ 平成28年度評価を実施するために訪問した学校数
大学：5大学 連携協力校：43校

- 平成28年度東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会2回及び教職大学院連携協力校連絡会1回開催

<成果>

教職大学院での学修や連携協力校での教育実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けている。

平成26, 27, 28年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査

教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合 (n=163)

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の 編成	実施各教科の 指導方法	生徒指導・ 教育相談	学級経営・ 学校経営	学校教育・ 教員の在り方
71.3%	82.8%	69.4%	73.2%	76.4%

【平成28年11月～12月調査】

<課題>

学長推薦を受けた学部新卒学生の連携協力校での授業観察や教職大学院修了者への追跡調査を連携協議会等において協議し、教職大学院と連携した学部新卒学生の指導の充実を図る必要がある。

また、次期学習指導要領や東京都教育委員会の施策等を踏まえ、各教職大学院に提示する「共通に設定する領域・到達目標」を改訂する必要がある。

<今後の取組の方向性>

学部新卒学生1年次における連携協力校での実習の状況を調査するとともに、採用された教職大学院修了者を訪問し、教職大学院で学んだことを学校でどのように生かしているかを、教職大学院修了者と所属長に対し、聞き取り調査を実施する。

教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を更に強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成する。

◆「採用前実践的指導力養成講座」の充実（指導部）

<施策の取組状況>

東京都公立学校教員採用候補者名簿登載者が採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前の段階で、学級経営や特別支援教育、保護者との信頼関係構築や各教科の指導等に関する講座を実施し、実践的な指導力を身に付けさせている。

1 対象

教員採用候補者名簿登載者

2 講座

(1) 学級経営等に関する講座

ア 実践的に学ぶ学級経営・学級指導

採用後の学級経営が円滑にできるように、講義や学校体験を通して児童・生徒理解や学級集団への指導の仕方を学ぶ。

イ 実践的に学ぶ特別支援教育・外部折衝

特別支援教育の意義や発達障害等、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導や保護者との信頼関係・協力体制を築くための方法等を学ぶ。

(2) 教科等に関する講座

ア 道徳の実践的指導力向上

イ 外国語活動の実践的指導力向上

ウ 楽しく演出する理科実験講座 等

<成果>

受講者は講座内容について「課題解決に役立つ」、「講義が分かりやすい」と肯定的な評価をしており、職務の基礎的事項を理解している。

「学級経営等に関する講座」の受講者評価（n=1,168）

項目	当てはまる	やや当てはまる	肯定的回答
自己の課題解決に役立つ内容	73.1%	25.0%	98.1%
講義は分かりやすい内容	77.5%	20.7%	98.3%

<課題>

- 1 学習指導要領の改訂や東京都の教育課題に対応した講座内容に充実・改善すること。
- 2 遠方等の受講者に配慮するとともに、受講免除対象者（期限付任用教員、産休・育休代替教職員）の希望者にも、講座受講の機会を確保すること。
- 3 受講者の入職後の勤務状況を把握すること。

<今後の取組の方向性>

- 1 新学習指導要領の趣旨や東京都の教育課題に対応した講座内容の構築を図る。
- 2 講義や学校体験の内容及び実施日数の改善・充実を図るとともに、受講免除対象者のうち希望者にも、可能な限り受講を認める。
- 3 本講座の成果検証として受講者の入職後の勤務状況の把握をするため、質問紙による調査及び聞き取り調査を学校の管理職及び受講者に実施する。

◆教員採用候補者選考における小学校全科（英語コース）の新設（人事部）

＜施策の取組状況＞

グローバル人材育成のための英語教育の充実と平成32年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を新設

＜成果＞

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30人	56人	46人	9人	5.1倍

＜課題＞

小学校全科（英語コース）の受験資格を小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、応募者数が少ない。

＜今後の取組の方向性＞

今後は、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学へのPRを充実・拡大する。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	17	現職教員の資質・能力の向上	

【平成28年度予算額：782,734千円 決算額：659,380千円 従事職員数27.8人（指導主事20人）】

◆教職経験に応じた研修の充実（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 東京都若手教員育成研修の体系

研修名	概要	研修項目と実施回数	
		校内における研修	校外における研修
1年次（初任者）研修	東京都教員人材育成基本方針に示された「教員に求められる基本的な四つの力」について基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	・学習指導力 120時間以上	・研修センターにおける研修 10回 ・課題別研修 6回以上 ・宿泊研修 2泊3日
期限付任用教員任用時研修		・学習指導力 120時間以上	・研修センターにおける研修 10回
新規採用者研修 養護教諭		105時間程度	・研修センターにおける研修 10回 ・夏季集中 2日
栄養教諭		105時間程度	・研修センターにおける研修 10回
実習助手		35時間程度	・研修センターにおける研修 6回
幼稚園	10日程度	・研修センターにおける研修 10回	
2年次研修	「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心とした実践的な指導力の促進を図る。	・学習指導力 15時間以上 ・学習指導力以外 15時間以上	・研修センターにおける研修 3回
3年次研修	「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」等の課題解決・対応力の拡充を図る。	・学習指導力 10時間以上 ・学習指導力以外 20時間以上	・研修センターにおける研修 2回

2 受講者数の推移

年度	1年次				2年次			3年次		
	小・中	高・特	新規採用者	合計	小・中	高・特	合計	小・中	高・特	合計
27	2,322	564	192	3,078	1,728	576	2,304	1,959	629	2,588
28	2,491	520	185	3,196	2,226	638	2,864	1,728	479	2,207

*期限付任用教員任用時研修受講者を除く。

*受講者数には、前年度以前の未修了者で未履修分の研修のみ受講する者も含む。

<成果>

1 具体的な成果

- (1) 都立学校に所属する教員を対象とした1年次（初任者）研修において、ICT機器（タブレット端末）を活用した研修を試行し、授業にICTを取り入れる具体的な方法を示すことができた。
- (2) 新たに「児童・生徒の不登校・中退、自殺防止」「情報モラル」「発達障害」「主権者教育」を研修項目として取り上げ、喫緊の教育課題を若手教員に周知・徹底させることができた。

2 効果測定結果（都立学校に所属する教員を対象に実施）

(1) 1年次（初任者）研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	99.1%	研修理解度	99.1%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	78.8%		

(2) 2年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	97.4%	研修理解度	98.3%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	82.7%		

(3) 3年次研修

受講者アンケートに基づく肯定的評価の割合	研修満足度	98.1%	研修理解度	89.4%
校長評価に基づく肯定的評価の割合	研修成果あり	88.3%		

<課題>

- 1 ICT機器（タブレット端末）を活用した研修を充実させるに当たり、データの運用方法等を明確にする必要がある。
- 2 若手教員層にサービス事故が多い状況を踏まえ、サービス事故の防止や根絶につながる研修を充実させる必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 ICT機器（タブレット端末）を活用した研修を充実させるに当たり、研修センターと受講者間のデータのやり取りに関する基本的な運用ルールを定める。
- 2 若手教員層のサービス事故の防止や根絶を目指し、年度当初の研修において、若手教員層に多いサービス事故事例等を取り上げるなど、研修内容の工夫・改善を図る。

◆産休・育休中の教員等に対する動画配信による自己啓発支援（指導部）

<施策の取組状況>

1 研修動画対象者

- (1) 産休・育休中の教員、休職中の教員及び島しょ地区の学校に勤務する教員
- (2) 対象者数 5,018人（平成29年2月末現在）

2 作成

(1) 8月から12月まで研修の動画を撮影し、編集作業を実施

(2) 平成29年4月に全動画公開へ向けて準備中

3 配信数

平成27年度撮影動画 8研修 15講座 を公開中

<成果>

1 平成27年度撮影研修一覧(配信中)

No.	項目	講座名
1	習熟度別指導	小学校算数(効果的な習熟度別指導を実施するための研修会)
		中学校数学(効果的な習熟度別指導を実施するための研修会)
		中学校英語(効果的な習熟度別指導を実施するための研修会)
2	外国語活動	外国語活動の授業づくり
3	道徳教育	道徳教育の充実
		「特別の教科 道徳」の先行実施について
4	特別支援教育	東京都の特別支援教育 特別支援教育の基礎
5	喫緊の教育課題	不登校児童・生徒への対応
		いじめの未然防止
		オリンピック・パラリンピック教育
		アレルギー疾患への対応
6	学習指導	学習指導の基礎・基本
7	生活指導・学級経営	生活指導・学級経営の基礎・基本
8	I C T	I C T機器を活用した授業づくり

・視聴回数 354回(平成29年2月末日現在)

2 平成28年度撮影研修一覧(平成29年4月より配信)

No.	項目	講座名
1	最新情報の把握	理科(E S Dの視点に立った環境教育の充実及び授業づくり)
2		体育(学習指導要領改訂を見据えた授業づくり、授業改善の視点や方法の理解)
3		生徒理解(新たなタイプの都立学校における生徒理解の推進)
4	基礎的基本的な内容	生活指導(東京都の問題行動の現状と生活指導に求められる学校の組織的対応)
5		情報・I C T活用研修(情報社会に積極的に参画する態度を育てるための指導法の工夫)
6		算数(数学的な考え方を育てる算数の授業づくり)
7		生き物飼育(継続した取り組みで子供の心を動かす学校動物飼育の在り方)
8	喫緊の教育課題に関する内容	健康教育(生きる力の基盤となる運動・生活習慣の確立)
9		学校教育相談(学校教育相談の組織的な在り方について)
10		主権者教育の充実について
		学校におけるコーチングについて
		不登校児童・生徒への対応

・作成動画数 10研修 12講座

<課題>

- 1 編集指示の作成は、収録した動画の編集に時間を要する（収録時間の3倍）。
- 2 視聴対象者を時間講師等に拡大するための条件整備が必要である。
- 3 視聴対象者を増加に対応するため、動画をホームページに掲載するためのサーバー使用量や回線量の拡張が必要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 実際に行っている研修を撮影するのではなく、都教委訪問モデルプラン等を活用し、研修動画配信専用の撮影を行い作業の効率化を図る。
- 2 産休・育休代替教員、時間講師についても、研修動画を閲覧できる対象者に加え、それに対応した受付システムに更新する。
- 3 研修動画のサーバー使用量や回線使用量を増強する。
- 4 現在配信している研修動画について、閲覧対象者のニーズ等に合っているかを検討し、動画を精選する。

◆指導教諭の活用（人事部）

<施策の取組状況>

1 指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成25年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成26年度からは区市町村立学校においても職の設置を行った。

【指導教諭の職務内容】

- (1) 校内OJT（自校において、校内OJTを実施する。）
- (2) 模範授業（模範授業及び研究協議会を実施する。）
- (3) 公開授業（他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。）
- (4) 個別相談（自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。）
- (5) 授業支援（各学校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。）
- (6) 教科指導資料等開発（優れた教科指導のための教材開発等を行う。）

2 配置計画数・任用数・模範授業の実施状況

【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数	平成28年度の任用数
都立高等学校	約80名	59名
都立特別支援学校	約40名	25名
小学校	約210名	115名
中学校	約130名	60名

※ 上記の配置計画数を都立学校は平成25年度から、小中学校は平成26年度からそれぞれ5年間程度で順次配置する。

【模範授業の実施状況】

校種	平成28年度の実施回数
都立高等学校	134回
都立特別支援学校	50回
小学校	314回
中学校	153回

3 指導教諭を活用したOJTの仕組みの構築

- (1) 各学校のOJTを行うためのOJT診断基準において指導教諭の活用方法を示すことにより、模範授業等で学んだ指導技術を広めていく仕組みを整えた（都立学校）。
- (2) 各学校から模範授業に参加した教員が実施した校内OJTの実施状況について、区市町村教育委員会を通じて把握する仕組みを整えた（小・中学校）。

<成果>

平成28年度の任用教科 50教科（平成27年度：40教科）

都立高等学校・・・英語、国語、数学、世界史、日本史、地理、公民、物理、化学、生物、保健体育、音楽、美術、家庭、情報、簿記、電気、建築、園芸

都立特別支援学校・・・視覚、聴覚、肢体病弱（小）、肢体病弱（中高）、知的（小）、知的（中高）

小学校・・・国語、算数、理科、社会、生活、体育、道徳、特別活動、特支固定、特支通級、音楽、図工

中学校・・・国語、社会、数学、理科、英語、保健体育、道徳、特支固定、特支通級、音楽、美術、技術、家庭

<課題>

計画的に指導教諭の任用を行うための人材の育成とともに、指導教諭を活用した校内OJTの仕組みを定着させることが必要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を図り、都内公立学校における指導教諭の計画的な任用を行っていく。
- 2 都教育委員会は、各都立学校における指導教諭を活用したOJTの取組状況を把握し、指導教諭の更なる活用に向けた指導・助言を行う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるOJTの取組状況を把握するとともに、指導教諭を活用した授業力向上に向けた取組を進めていく。

◆教員の海外派遣研修の拡大（指導部）

＜施策の取組状況＞

都内の公立中・高等学校の外国語（英語）科指導の質的向上を図るため、外国語（英語）科教員 90 名と今後の小学校英語教科化を円滑に実施するため、英語教育推進リーダーとして指定した小学校教員 37 名を約 3 か月間英語圏の大学に派遣し、最先端の指導法などを身に付けられるよう、集中的に研修を実施した。

【平成 26 年度】

前期【9/4～11/30】（57 名）：オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）

後期【1/4～ 3/22】（82 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）

【平成 27 年度】

第 1 期【6/13～8/23】（62 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）、ニュージーランド（クライストチャーチ大学）

第 2 期【7/31～10/11】（46 名）：オーストラリア（マッコーリー大学）、オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）

第 3 期【1/9～3/20】（25 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）

【平成 28 年度】

第 1 期【6/18～ 8/27】（49 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）、カナダ（ブリティッシュコロンビア大学）

第 2 期【7/23～10/ 1】（41 名）：オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）、ニュージーランド（クライストチャーチ大学）

英語教育推進リーダー【6/25～8/21】（37 名）：アメリカ（カリフォルニア大学）、オーストラリア（ニューサウスウェールズ大学）

＜成果＞

最新の英語教授法を学び、指導力を高めるとともに、異文化理解を進め、生徒の英語力の向上と国際理解の推進に貢献するなど、研修の成果を自校のみならず、自地区の他の教員に広め、英語の指導力の向上を図ることができた。

＜課題＞

派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、引き続き本研修を実施する必要がある。

教育覚書を締結している地域のうち、英語圏の国・地域はカナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランドである。オーストラリア クイーンズランド州への本研修の教員派遣はまだ実現していないため、今後派遣先として検討していく必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

本研修を継続実施し、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に育成することで、英語授業等の改善を図っていく。

平成 29 年度の本研修の派遣先は教育覚書を締結しているカナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州及びニュージーランドに加え、オーストラリア クイーンズランド州の大学への派遣も実施予定である。

多くの教員がより良い研修に参加できるよう、今後、派遣先や派遣期間、小学校英語教科への対応など海外派遣研修の在り方について実施も引き続き検討していく。

◆青年海外協力隊等への参加促進（人事部）

＜施策の取組状況＞

1 現職教員の青年海外協力隊等への参加促進

「現職教員特別参加制度」による青年海外協力隊等への派遣規模を拡大するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携・協力した教員対象説明会を実施した（2回：7月、11月開催 参加者 55名）。

2 国際貢献活動経験者の採用

教員採用候補者選考において青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考を実施している。

＜成果＞

1 平成 28 年度春募集（平成 29 年度派遣予定）は 37 名の応募があり、27 名が派遣決定された。

また、平成 29 年度春募集（平成 30 年度派遣予定）では 33 名の応募があり、今後、文部科学省及び JICA での選考を受ける。

2 選考実績

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
国際貢献活動経験者 特別選考	5 人以内	27 人	4 人	3 人	1.3 倍

＜今後の取組の方向性＞

1 引き続き、取組を継続していく。

2 青年海外協力隊等への派遣経験者を対象とした特別選考は、平成 27 年度教員採用候補者選考（28 年度採用）から実施しており、今後、検証の仕組みを検討していく必要がある。

◆「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

＜施策の取組状況＞

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一扫するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別な研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。

体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。

体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問教諭や外部指導員を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach 賞により、優れた指導を実践した顧問教諭を顕彰する。

1 教員の意識改革を図る新たな研修の展開

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。教育管理職研修については、主任指導主事から、10年経験者及び20年目研修については、主任管理主事及びアンガーマネジメントシニアファシリテーターから、体罰根絶について指導を行った。

・ 若手教員育成研修				
○1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修	1回実施	合計	522名受講	
○2年次研修	4回実施	合計	639名受講	
○3年次研修	4回実施	合計	480名受講	
○新規採用養護教諭研修・新規幼稚園教諭研修等	4回実施	合計	135名受講	
・ 10年経験者研修等	5回実施	合計	819名受講	
・ 東京教師道場		合計	1,008名受講	
・ 教育管理職研修	3回実施	合計	841名受講	
・ 教育管理職候補者研修	7回実施	合計	1,207名受講	
・ その他の職層研修（主任教諭等）	20回実施	合計	3,199名受講	
・ 産休・育休代替教員を対象とした研修	3回実施	合計	734名受講	

2 運動部活動顧問教諭に対する講習の強化

全公立中学校・高等学校において、東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全顧問教諭を対象に、種目別にスポーツの指導の在り方などの指導者講習を整備して実施し、部活動におけるスポーツ指導中の体罰事故を減少させた。

3 特別研修プログラムの開発・実施

感情を抑えられない教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考える教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、精神科等の医療的対応による矯正プログラムを実施した。

4 Good Coach 賞の創設

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような運動部活動指導を実践している顧問教諭を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。

被表彰者は、当該校長の推薦又は承認を受け、所管する区市町村教育委員会及び学校経営支援センターが推薦された表彰候補者の中から、Good Coach 賞表彰審査会の審査を経て決定した。

(人)

	中学校	高等学校	特別支援学校
平成 28 年度	53	31	2

5 外部指導員バッジ・資格証の配布

都立学校の校長が認めた外部指導員に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証及びバッジを配布した。

6 都内公立学校における体罰の実態把握

平成 27 年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、平成 28 年 6 月 23 日に、「平成 27 年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における平成 28 年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成 28 年 11 月 17 日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成 28 年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

7 体罰事故に係る服務事故防止月間における研修等の改善・充実

過去 2 回の実態調査結果を踏まえ、服務事故防止月間（7 月、12 月）において、パワーポイントと実際の体罰事件事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、平成 28 年 7～8 月には、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえて服務事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んだ。

8 体罰根絶に向けた取組の推進

(1) 体罰根絶の考え方の周知徹底

校長は学校経営計画に体罰根絶に対する考え方を示すとともに、年度初めに全教職員に対し、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針、体罰関連行為のガイドラインについて周知した。

(2) 学校運営連絡協議会を活用した体罰根絶への取組

保護者や地域の関係者に対し、学校をより一層公開して、体罰根絶に向けた学校の考え方の広報と指導内容・方法の開示に努めるとともに、学校運営連絡協議会における学校評価アンケート等を活用し学校外からの評価を受けることを徹底した。

(3) 外部指導員との委嘱関係の明確化

外部指導員については、本人から承諾書を徴し委嘱状を交付するといった委嘱行為を文書で明確に行うとともに、承諾書に体罰等の違法な行為があった場合には、委嘱を解除することについて明記することを徹底した。

<成果>

- 平成 28 年 6 月に公表した平成 27 年度の実態調査では、体罰を行った者は前年比で 6 名減少し、62 名となった。

- 2 外部指導員バッジ・資格証の配布を通して、顧問教諭のみならず、外部指導員やOB（卒業生）等の部活動に関わる全ての人々が体罰や暴言、行き過ぎた指導等は絶対にあってはならないという共通認識を図ることができた。
- 3 平成29年度に向けて、1年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修時に「体罰根絶に向けた総合的な対策」の冊子を配布することとした。また、区市町村教育委員会の1年次教員にも配布する。

<課題>

- 1 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- 2 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。
- 3 正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師の体罰に関する服務事故が発生していることから、産休・育休代替教員や時間講師を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。

<今後の取組の方向性>

- 1 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- 2 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- 3 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、時間講師については、体罰防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。

◆教職員のメンタルヘルス対策の取組の推進（福利厚生部）

1 教職員のメンタルヘルス対策

<施策の取組状況>

- 1 精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組
ストレスチェック等の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実
- 2 「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営
精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、常駐の臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を行い、復職に向けたプログラムを作成し、復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。
- 3 啓発活動
新規採用職員向け啓発冊子の配布
全教職員向け啓発資料の配布

4 「副校長ベーシックプログラム」の実施

- ・ ストレスチェックの実施 16,523 人に実施（実施率 79.5%）
- ・ ストレス検査の実施 21,122 人に実施（実施率 75.9%）
- ・ 精神保健相談 電話 1,071 件 面接 292 回
- ・ 早期相談体制の充実 土曜相談 402 件 日曜相談 552 件
- ・ 訪問相談 1,496 回
- ・ 心理士派遣（セミナー） 84 回
- ・ 心理士派遣（個別相談） 336 回
- ・ 産業医研修 3 回
- ・ 職場復帰訓練開始承認 98 件（申請実績）
- ・ 副校長ベーシックプログラム 10 回 363 名

<成果>

心理士派遣等事業の利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる」「自身を見つめ直す良い機会であった」などの意見があった。また、「リワークプラザ東京」の利用者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復職することができた」などの意見が、副校長ベーシックプログラムの参加者からは、「新任副校長同士のつながりができたことにより、今後、同じ悩みや課題を相談でき、心理的な面で支えになる」「カウンセリング、リラクゼーションが有効であった」などの意見があった。

<課題>

- 1 ストレスチェックの受検率を向上させる。
- 2 メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。
- 3 副校長ベーシックプログラムについて、研修内容等を引き続き検討していく。

2 教職員の健康管理

<施策の取組状況>

1 定期健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施。特別健診として、女性健診、VDT健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施

- 健康診断受診状況（3月末時点）

呼吸器系健診 対象人数 20,626人 受診者数 16,485人 受診率 79.9%

生活習慣病健診 対象人数 20,626人 受診者数 16,899人 受診率 81.9%

2 都立学校労働安全衛生管理体制

安全衛生組織の設置、衛生管理者資格取得支援、保護具の措置

- 衛生管理者資格取得支援 受講者 15人 免許取得者 12人

<成果>

- 健診受診率

呼吸器系健診 平成27年度 81.4% 平成28年度 79.9%（3月末時点）

生活習慣病健診 平成27年度 83.6% 平成28年度 81.9%（3月末時点）

<課題・今後の取組の方向性>

- 健康診断の受診率を向上させる。
- 安全衛生管理体制の更なる充実を図る。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	7 教員の資質・能力を高める
主要施策	18	優秀な管理職等の確保と育成	

【平成28年度予算額：126,216千円 決算額：55,857千円 従事職員数5人（指導主事0人）】

◆「学校リーダー育成プログラム」研修の更なる充実（人事部）

＜施策の取組状況＞

1 学校マネジメント講座の実施

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した30歳代の主任教諭2年経験以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

- ・ 46区市町村教育委員会で344名、3学校経営支援センターで49名受講した。
- ・ 本講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「服務管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

2 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、宿泊講座を含む全3回を実施した。学校マネジメント講座受講者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった教員のうち、人事部職員課で受講が適切であると判断された120名（小学校64名、中学校25名、義務教育学校1名、高校20名、特別支援学校10名）が受講した。

＜第1回＞平成28年7月11日実施

- ・ 内容：学校マネジメント能力に関する講座、学校リーダーに向けた自己分析と自分づくり、グループワーク

＜第2回＞平成28年7月28日、29日実施（宿泊講座）

- ・ 内容：コミュニケーション能力を高める講座、リーダーシップを身に付ける講座、マネージャーとしての資質を磨く講座、コーチングに関する講座、ファシリテーションに関する講座、グループワーク

＜第3回＞平成28年10月13日実施

- ・ 内容：企業視察（4企業）、受講者と同年代のミドルリーダーからマネジメントやリーダーシップについての講話、マネジメントをテーマにした大学院教授による講演

＜成果＞

受講者のアンケート結果では、受講者の82%が教育管理職になるという意識が高まったと回答し、78%が学校経営への参画意識が高まったと回答した。

<課題>

学校マネジメント講座受講者数について、区市町村教育委員会ごとに差が見られた。

<今後の取組の方向性>

- 1 指導室課長会等を通じて、区市町村教育委員会に学校マネジメント講座の意義を周知し、各教育委員会の取組を促進する。
- 2 本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまで、校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。
- 3 学校リーダー育成特別講座の内容の一層の充実を図り、質の高い講座を実施していく。

◆退職した教育管理職の積極的な活用（人事部）

<施策の取組状況>

豊富な知識と経験を有する元教育管理職 14 名を一般職非常勤職員（学校経営支援員）として任用し、副校長補佐等の学校経営支援業務に活用した。

<成果>

特別支援対応、中高一貫、新任副校長の補佐等、学校経営支援に効果を上げている。

<課題>

計画では 35 人を見込んでいたが、実際の任用は 14 人であった。

<今後の取組の方向性>

応募者を増やすため、区市町村教育委員会等に事業を周知していく。

◆女性教員の教育管理職等への登用の促進（人事部）

<施策の取組状況>

育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成 28 年 9 月から平成 29 年 3 月までに 3 回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

<成果>

ロールモデル集は平成 28 年度から実施したため、その成果については、平成 29 年度管理職選考申込状況を見て分析する。

本事業取組前の管理職選考受験者のうち、女性が占める割合は、27.2%である。

＜今後の取組の方向性＞

新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を拡大した。

これまでの取組と併せ、女性教員の更なる教育管理職選考受験を促進していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	19	都立高校改革の着実な推進	

【平成 28 年度予算額：18,413 千円 決算額：15,959 千円 従事職員数 8.8 人（指導主事 4 人）】

◆都立高校改革推進計画に基づく取組（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

都立高校改革推進計画・新実施計画（平成 28 年度～平成 30 年度）の初年度として、各取組の進捗状況や課題を把握し、進行管理を行った。また、今後の都立高校の在り方を検討する上での参考とするため、5 年ごとに行っている「都立高校に関する都民意識調査」を実施し、都民や企業・大学等の都立高校に対するニーズを把握した。併せて都立高校の現状を幅広く捉える観点から、「都立高校に関する都民意識調査」に加え、付帯する調査として、都立高校生や都内公立中学生等に対する意識調査も実施した。

＜成果＞

「都立高校に関する都民意識調査」等の結果の集計・分析を行い、教育委員会に報告するとともに、都民に公表した。本調査の結果、都立高校に対する印象について、肯定的な印象が過去最高の約 46%、また、ほとんどの調査項目について、過去の 4 回の調査結果に比べ、都立高校に対する肯定的意見が増加し、否定的意見が減少するといった結果であり、平成 9 年度から推進してきた都立高校改革の取組に対し、一定の評価が得られた。また、今後の都立高校の在り方を検討する上で、有意な資料を収集することができた。

＜課題＞

各取組の着実な推進に向けて、進捗状況や課題を的確に把握するとともに、「都立高校に関する都民意識調査」の調査結果の更なる分析を行い、都民のニーズに的確に対応した次期実施計画の策定に向けた検討を進める必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

各取組の状況を定期的に把握するとともに、次期実施計画の策定に向けて、都立高校改革推進本部を適宜開催していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	20	特別支援教育の着実な推進	

【平成28年度予算額:23,041,454千円 決算額:20,071,656千円 従事職員数8.2人(指導主事1人)】

◆都立特別支援学校の規模と配置の適正化（都立学校教育部）

1 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

＜施策の取組状況＞

知的障害教育部門の児童・生徒数増加に対応するため、東京都特別支援教育推進計画に基づく学校の新設、増改築等の施設整備や学部の改編等による特別支援学校の規模と配置の適正化を進めるとともに、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとした。

＜成果＞

- ・ 都立城東特別支援学校（知的障害教育部門：小学部、中学部）の開校（平成28年4月1日）及び新校舎の供用開始（平成28年9月1日）
- ・ 都立高島特別支援学校増築棟の供用開始（平成28年9月1日）
- ・ 都立武蔵台学園増築棟の供用開始（平成28年9月1日）

＜課題＞

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

＜今後の取組の方向性＞

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

◆将来の職業的自立に向けた専門的教育の推進（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画において今後の計画を示した。

また、知的障害が軽度の生徒を対象に、将来の自立に向けた専門的な職業的教育を行う高等部就業技術科をより一層充実するため、都立青峰学園の定員を拡大した。

＜成果＞

- ・ 港特別支援学校高等部職能開発科の設置
- ・ 青峰学園高等部就業技術科の定員増（平成28年度から定員40名（4学級）を60名（2学級）に増）
- ・ 足立特別支援学校高等部職能開発科（平成26年度設置）初の卒業生となった平成28年度卒業生の企業就労率100%達成（平成28年度速報値）

＜課題＞

将来の生徒数の増加、各学校の教室保有状況及び就業技術科・職能開発科の受入れ人数の割合の地域バランスに配慮しながら設置を進める必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

今後の職能開発科の設置予定校と設置予定年度

- ・ 江東特別支援学校（平成30年度）
- ・ 久留米特別支援学校（仮称）（平成33年度）
- ・ 青鳥特別支援学校（平成35年度）
- ・ 練馬特別支援学校（平成36年度）
- ・ 南多摩地区特別支援学校（仮称）（平成36年度）
- ・ 北多摩地区特別支援学校（仮称）（設置年度調整中）

◆小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策（都立学校教育部）

＜施策の取組状況＞

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

公立小学校において、平成28年度から順次特別支援教室を導入しており、特別支援教室の導入に向けた区市町村への支援として、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行った。

（特別支援教室設置602校、特別支援教室専門員配置585名（平成28年6月1日現在））

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題があるため、平成28年度から2か年のモデル事業を実施しており、中学校における巡回指導体制や生徒一人一人の障害特性に応じた進路指導を含めた相談機能の在り方等について検討を行っている。

（モデル事業実施区市4区市）

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の仕組みの構築

中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、放課後や土曜日などに教育課程外で学校外において、ソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みの構築に向けて、平成28年度に試行実施を行った。

（平成28年10月・11月に計8回、講座を試行実施）

＜成果＞

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成28年度に公立小学校602校に特別支援教室を設置するとともに、平成29年度における公立小学校380校への特別支援教室の設置に向けて準備を行った。

（異動前講習会出席者220名、特別支援教室専門員配置959名（平成29年4月1日現在））

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成28年度に4区市でモデル事業を実施し、公立中学校における特別支援教室の設置に向けた検討を行った。

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の仕組みの構築

平成28年度に試行実施を行うとともに、その成果と課題の検証を踏まえ、平成29年度からの本格実施のための通年で実施する仕組みを構築した。

＜今後の取組の方向性＞

(1) 公立小学校における特別支援教室の設置促進

平成30年度の全校導入完了に向けて着実な設置促進を図っていくとともに、特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き平成29年度に、教室環境整備費等の補助事業を実施するとともに、導入校に特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

(2) 公立中学校における特別支援教室の設置促進

平成28年度に引き続き、平成29年度においてもモデル事業を実施し、公立中学校における特別支援教室の設置に向けた検討を行うとともに、モデル事業での成果と課題を踏まえ、平成30年度から準備の整った区市町村から特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての中学校での設置を目指す。

(3) 都立高等学校における教育課程外での特別な指導・支援の仕組みの構築

平成29年度から本格実施として、教育課程外での特別な指導・支援を通年で実施していく。

◆高等学校に在籍する発達障害の生徒への支援策（指導部）

<施策の取組状況>

高等学校における特別支援教育の推進

1 生徒の自立を支援する学校設定教科・科目の研究開発

(1) 都立高等学校 4 校を研究開発校に指定

(2) 研究開発校におけるこれまでの取組を基に、新たに学校設定教科・科目を設置することについて検討

(3) 外部有識者（大学教授、大学講師、キャリアコンサルティングを行う企業の代表取締役）による、研究開発校に対する指導助言及びテキスト原稿の執筆

2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援の研究開発

(1) 都立高等学校 5 校を研究開発校に指定

(2) 研究開発校におけるこれまでの取組を基に、ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援の方法について検討し、事例集を作成

(3) 連携先

国立特別支援教育総合研究所、大学発達支援研究センター

<成果>

1 生徒の自立を支援する学校設定教科・科目の研究開発

テキスト「自分らしく輝くための教科・科目 マイ・ライフ・デザイン ～自立へのナビゲーション～」の作成・配布

2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援の研究開発

「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集」の作成・配布

<課題>

1 生徒の自立を支援する学校設定教科・科目の研究開発

(1) 教育課程上の位置付けや、評価規準に関する検討が不十分である。

(2) 平成 30 年度以降、研究開発校以外の学校においてこの教科・科目を実施するためには、教員用の指導資料等が必要である。

- 2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援の研究開発
全都立高校に向けて普及啓発を行う必要がある。

＜今後の取組の方向性＞

- 1 生徒の自立を支援する学校設定教科・科目の研究開発
 - (1) 教育課程上の位置付けや評価規準について検討する。
 - (2) 教員のための指導資料や、授業の展開の仕方が分かるDVD等の作成について検討する。
- 2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援の研究開発
全校^し悉皆の研修会を開催し、研究開発校が事例を発表するなどして、普及啓発を行う。

<東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）>

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	21	学校運営力の向上	

【平成28年度予算額：11,271千円 決算額：4,248千円 従事職員数7人（指導主事0人）】

◆学校運営力の向上（都立学校教育部）

学校経営支援センターによるきめ細かい支援の充実

<施策の取組状況>

全都立学校において、校長による学校経営計画の策定・公表（P）→教育活動の実施（D）→学校運営連絡協議会による学校評価・学校の自己評価・学校経営報告の策定・公表（C）→改善・次年度学校経営計画に反映（A）のPDCAサイクルにより、自律的・組織的な学校経営を推進している。

また、学校経営支援センターは、月1回の学校訪問や校長連絡会等の開催、各種研修会の実施、事故対応等、校長の学校経営の支援をきめ細かく行っている。

<成果>

「学校経営指標」による検証の実施により各学校の課題を明確にし、学校経営支援センターの学校訪問等において、指導・改善が促進できた。

<課題>

学校経営計画における教育目標や重点目標、数値目標等について、全教職員への周知及び目標の共有化の更なる徹底を図り、より一層組織的な取組を推進する必要がある。

<今後の取組の方向性>

引き続き、学校経営面、人事面、指導面等において、学校の状況に応じて必要な指導・助言・支援を行っていく。

◆チーム学校としての学校の在り方検討（総務部）

<施策の取組状況>

学識経験者、区市教育委員会の代表者及び都立高等学校の代表者による「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」を設置した。

検討委員会では、都内公立学校における「教育の質の向上」に向けた校長・副校長を中心とする、多様な人材を活用した学校組織の在り方について、都教育委員会に提言するため、全7回会議を開催し、検討を行った。

<成果>

都内公立学校における課題と今後のあるべき姿を検討し、都教育委員会として早急に取り組むべき事項と今後の働き方改革に向けた課題をまとめた。

<今後の取組の方向性>

「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」の報告書を受け、学校における働き方改革を進めていく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	学校	取組の方向	8 質の高い教育環境を整える
主要施策	22	学校の教育環境整備	

【平成28年度予算額：9,022,603千円 決算額：7,699,940千円 従事職員数10.5人（指導主事2人）】

◆学校施設の耐震化（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校における非構造部材の耐震化

＜施策の取組状況＞

平成24年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成25年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成25年度に調査・点検を実施し、平成26年度から耐震化を進めている。

【平成28年度実績】

- ・つり天井材の撤去、落下防止対策：31校（体育館15校、武道場16校）

＜成果＞

- ・都立学校 体育館の天井材等の落下防止 249校中249校対策済（平成29年3月31日現在）
- ・都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 249校中100校対策済（平成29年3月31日現在）

＜課題＞

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

＜今後の取組の方向性＞

都立学校体育館における非構造部材の耐震化については完了したが、体育館以外の非構造部材の耐震化についても、学校と調整を図り夏季休業期間以外の時期にも工事を行う等の工夫により、取組を加速していく。

2 公立小・中学校における施設の耐震化

＜施策の取組状況＞

平成25年度から、区市町村が行う非構造部材の耐震対策工事に対して財政支援を行っており、平成28年度は29区市163事業に対し補助を実施した。

<成果>

- ・屋内運動場等の吊り天井等落下物の耐震対策
 - *吊り天井を有する屋内運動場等の落下物の耐震対策
平成 28 年度末時点 198 棟中 124 棟対策済み
 - *吊り天井を有していない屋内運動場等の落下物の耐震対策
平成 28 年度末時点 1,949 棟中 1,698 棟対策済み

<課題・今後の取組の方向性>

屋内運動場等における吊り天井等落下物の耐震対策については、国は平成 27 年度末までの対策完了を求めていたところであるが、対策が完了していない区市町村が残るため、引き続き平成 29 年度においても、早期に耐震対策が完了するよう、取組が遅れている区市町村の進捗状況を把握し、積極的に対策を働き掛けていく必要がある。

◆学校施設の冷房化（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校冷房化の推進

<施策の取組状況>

【平成 28 年度実績】

- ・都立高校の特別教室の冷房化に係る準備 設計 5 校
- ・都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施 工事 8 校

<成果>

- ・特別支援学校における体育館の冷房化 58 校中 32 校実施済（平成 29 年 3 月 31 日現在）

<課題>

非構造部材の耐震化や校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

<今後の取組の方向性>

都立高校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、都立特別支援学校の体育館の冷房化を実施していく。

2 公立小・中学校の冷房化の推進

<施策の取組状況>

平成 26 年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室及び図書室について冷房化補助を行っていたところであるが、平成 27 年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室に拡大して財政支援を行っている。

<成果>

平成 28 年度は 152 学校、776 特別教室の冷房化が完了した。

<課題・今後の取組の方向性>

今後も、区市町村の空調整備計画の執行スケジュールを把握し、区市町村が補助を利用しやすくなるように、補助金申請の受付時期や決定時期を調整するとともに、冷房化率が低い区市町村へ対策を働きかけていく。

◆校庭の芝生化（都立学校教育部・地域教育支援部）

1 都立学校芝生化の推進

<施策の取組状況>

	平成27年度 までの実施状況			平成28年度 の実績			累 計		
	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計	高等 学校	特別 支援 学校	計
芝生化 学校数	72 校	36 校	108 校	8 校	2 校	10 校	80 校	38 校	118 校
芝生化 面積	19.3ha	6.8ha	26.1ha	1.2ha	0.1ha	1.3ha	20.5ha	6.9ha	27.4ha

<成果>

都立学校における校庭の芝生化 249 校中 118 校実施済（平成 29 年 3 月 31 日現在）

<課題>

芝生化工事中及び養生期間中の代替運動施設確保が困難であるとともに、芝生化後の維持管理の負担が大きい。

<今後の取組の方向性>

都立学校の改築やグラウンド改修に合わせて芝生化工事を実施するなど、実施時期の工夫を図るとともに、芝生化後の維持管理委託を引き続き実施し、学校を支援していく。

2 公立小・中学校の芝生化の推進

<施策の取組状況>

(1) 緑の学び舎づくり補助事業

平成 28 年度	芝生化工事補助	16 校
	屋上緑化補助	12 校
	壁面緑化補助	2 校
	維持管理費補助	124 校

(2) 校庭芝生化地域連携事業等の実施

ア 校庭芝生化地域連携事業

①校庭芝生を活用した地域連携による文化・スポーツ活動、芝生の維持管理等への財政支援
25 校

②実施校相互の実践事例等の情報交換及び交流を図る報告会の実施 1 回

イ その他

①芝生の専門家の学校への派遣 169 校

②芝生リーダー養成講座の開催 4 回 参加者 91 名

③親方、匠の認証 親方 8 名、匠 7 名

<成果>

(1) 緑の学び舎づくり補助事業

平成 28 年度末現在の芝生化実施校 495 校

(2) 校庭芝生化地域連携事業等の実施

ア 校庭芝生化地域連携事業は、平成 28 年度末現在、延べ 152 校で実施した。

イ 各校において、芝生の維持管理活動に一定期間携わる人で、組織の取りまとめに貢献した人を「親方」として、また、専門的技術を習得し、その経験等の普及啓発に取り組んだ人を「匠」として、平成 28 年度末現在 70 名を認証した。(親方 41 名、匠 29 名)

<課題・今後の取組の方向性>

安定的・継続的な維持管理を行っていく上で、維持管理組織の人材確保や専門的知識の習得が必要である。そこで、学校と地域が連携した芝生の維持管理体制づくりの促進を図るため、芝生を用いた地域連携事業の事例などを区市町村へ周知するとともに、芝生の専門家を定期的に芝生化校へ派遣し、裸地化への対策を図るなど、維持管理における支援を充実し、校庭芝生化の取組を促していく。

◆ ICT 環境整備の推進 (総務部・地域教育支援部)

1 都立学校における ICT 環境の充実

<施策の取組状況>

都立高校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT 機器に加え、約 3 分の 1 の学校に対し、学級単位で 1 人 1 台利用できる生徒用のタブレット端末を配備した。

タブレット端末	27 年度	28 年度
高等学校 (1 校 43 台)	2,752 台 (64 校)	2,795 台 (65 校)

都立特別支援学校における ICT 環境の更なる充実を図るため、これまで配備したパソコンやプロジェクター等の ICT 機器に加え、全校に対し、児童・生徒が学年又は学級単位で 1 人 1 台利用するためのタブレット端末を配備した。

タブレット端末	26 年度	27 年度	28 年度
特別支援学校全校に順次配備	709 台	757 台	799 台

<成果>

都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては平成 27 年度及び 28 年度配備校に、調べ学習やグループ討議、プレゼンテーション等の学習活動をより効果的に行える環境を整備した。

都立特別支援学校においては、障害の種別や程度に応じたアプリケーションを活用し、個に応じた学習を可能とするための環境の整備ができた。

<今後の取組の方向性>

都立高校、都立高校附属中学校及び中等教育学校においては平成 29 年度を目途に、計画的にタブレット端末の配備を進めていく必要がある。

2 公立学校における ICT 環境の整備

(1) 出前 ICT 環境整備事業・ICT アドバイザリー事業

<施策の取組状況>

平成 28 年 9 月から 29 年 7 月まで 6 地区 18 校を第二期モデル校に指定し、タブレット端末や電子黒板等の機器を貸し出すとともに、同指定校における ICT 教育機器の活用を支援するための専門家を各校の求めに応じて派遣している。

<成果>

平成 27 年度の第一期モデル事業実施校も含めて、ICT 機器を活用した様々な授業の取組、成果の検証が始められるとともに、指定地区以外の区市町村を含め、ICT 機器整備、活用等について検討の動きが出ている。

<課題・今後の取組の方向性>

第一期モデル事業実施地区には、ICT 環境整備計画が進んでいない地区もあった。このため、引き続き、区市町村教育委員会における計画策定、ICT 環境整備を支援していくとともに、計画を策定していない区市町村教育委員会に対して、モデル事業で得られた、必要な機器の機能、ネットワーク構成等の ICT 環境、教科指導における ICT 活用の効果など、計画策定に参考となる項目や内容を提示していく。また、学校における ICT を活用した授業の参考となるよう、モデル校で取り組まれた授業実践事例についても、教科別・学習形態別に整理し、順次、紹介していく。

(2) 公立学校施設校内 LAN 整備工事支援事業

<施策の取組状況>

公立小・中学校施設における校内 LAN の整備を実施する区市町村に対し、平成 27 年度から整備費の一部の補助を行っている。

<成果>

L A N整備校数：平成 28 年度 小学校 130 校、中学校 84 校 計 214 校

<課題・今後の取組の方向性>

国の第 2 期教育振興基本計画において、平成 29 年度末までに普通教室における校内 L A N整備率を 100%にすることが目標とされている。都内公立小・中学校においては、整備率 76.2%（平成 28 年 3 月 1 日現在）であるため、整備が進んでいない区市町村に対し、計画的に整備するよう働き掛けが必要である。

◆公立小・中学校の安全対策のための防犯カメラの整備（地域教育支援部）

<施策の取組状況>

児童・生徒の安全を確保することを目的として、区市町村が実施する防犯設備整備について財政支援を実施した。

<成果>

21 区市町、368 園・校で新規設置又は更新を行った。

幼稚園	5 区	17 園
小学校	20 区市町	243 校
中学校	13 区市	108 校

<課題・今後の取組の方向性>

今後も、区市町村・学校におけるカメラの設置状況を把握し、未設置の学校のある区市町村へ対策を働き掛けていく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
主要施策	23	家庭教育を担う保護者への支援体制の充実	

【平成28年度予算額：86,450千円 決算額：67,351千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

◆学校と家庭の連携の推進（指導部）

＜施策の取組状況＞

1 家庭と子供の支援員の配置

(1) 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を小・中学校に配置する。

(2) 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

(3) 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

(4) スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

(5) 事業経費運用方法

ア 学校指定初年度（委託事業）

国 1/3、都（委託料） 2/3

イ 学校指定2年目以降（補助事業）

国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

※ ただし、スーパーバイザーの配置に係る経費については、都が全額補助

(6) 実施地区、配置校数、配置人数

ア 実施地区

32 区市町村（14 区 17 市 1 町）

イ 実施校

292 校（小学校 173 校、中学校 119 校）

ウ 家庭と子供の支援員数

713 人

エ スーパーバイザー数

155人

(7) 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 21,928日

(8) 事業等

第4回生活指導担当指導主事連絡会 11月17日

区市町村教育委員会担当指導主事と、家庭と子供の支援員による協議を実施した。

家庭と子供の支援員の参加者数：16人

<成果>

家庭と子供の支援員による不登校児童・生徒への支援前後の態様について

	平成27年度	平成28年度
① 支援を行った不登校の児童・生徒の合計人数	377人	243人
② うち、改善が見られた児童・生徒の合計人数	185人	152人
③ 改善率 (②/①×100)	49.1%	62.6%

平成28年度は、支援を行った不登校の児童・生徒のうち、改善が見られた割合が前年度比で増加した。

<課題>

学校と家庭の支援員は、児童・生徒への対応に関して必ずしも専門性を有する者ではないことがあることから、対応力向上を図るための取組を行うことが必要である。そこで、区市町村教育委員会へのスーパーバイザーの配置を推進するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において家庭と子供の支援員同士が事例を通して情報を共有することができるようにし、学校と家庭の支援員の対応力向上を図る。

<今後の取組の方向性>

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。そこで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員等の外部人材同士が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能を持つことができるようにするための方策を提言していく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	家庭	取組の方向	9 家庭の教育力向上を図る
主要施策	24	学校と家庭が一体となった教育活動の充実	

【平成28年度予算額：40,728千円 決算額：33,198千円 従事職員数5人（指導主事5人）】

◆学校と家庭が一体となった教育活動の充実（指導部）※再掲 道徳授業地区公開講座

＜施策の取組状況＞

1 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- (1) 小学校1・2年生版 「心あかるく」 115,500冊
- (2) 小学校3・4年生版 「心しなやかに」 116,500冊
- (3) 小学校5・6年生版 「心たくましく」 110,500冊
- (4) 中学校版 「心みつめて」 95,000冊

を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。

2 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- (1) 小学校版 115,500冊
- (2) 中学校版 95,000冊

を都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に配布した。

3 道徳授業地区公開講座の実施

学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成14年度から東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を開催している。

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成26年度	1,951校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 461,905人
平成27年度	1,944校（小・中学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 477,675人
平成28年度	1,931校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校） 492,468人

＜成果＞

- 1 東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する、東京都道徳教育教材集の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

- 2 「東京都道徳教育教材集」及び「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進した。

<課題>

意見交換会への参加者を増やし、活性化を図っていくことが課題である。

<今後の取組の方向性>

- 1 今後、意見交換会の内容等の改善・充実を図るため、意見交換会の導入で活用する保護者向けDVDを作成し、都内小・中学校等全校に配布する。
- 2 「東京都道徳教育教材集」「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」「私たちの道徳」の活用等の推進に向けた指導・助言を道徳教育担当指導主事連絡協議会で行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施の手引きの内容を改善し、意見交換会の活性化を図っていく。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
主要施策	25	地域等の外部人材を活用した教育の推進	

【平成28年度予算額：35,232千円 決算額：31,675千円 従事職員数6人（指導主事0人）】

◆「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

＜施策の取組状況＞

企業・大学・NPO等の社会資源が有する専門的教育力を、学校教育をはじめとした地域における教育活動に効果的に導入し活性化する。そのために、会員団体として企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充し、課題別のプロジェクトを通じた多様な教育支援プログラムの活用を促す。

年度	24	25	26	27	28
会員団体数	378	416	432	477	502

・主な取組内容

コーディネーター研修の企画

「教育支援コーディネーター・フォーラム」の企画及び実施

都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業における「教育プログラム」の提供

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

＜成果＞

会員団体数伸び率 105%

企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業では、62の外部団体が支援を行っているが、そのうち60団体は本協議会の会員団体である。

＜課題＞

- 1 区市町村教育委員会、学校との連携・協力を図り、「地域教育」を活性化させる取組を支援する必要がある。
- 2 地域資源の効果的な連携・導入を促すため、地域教育支援人材の養成
- 3 都立学校への教育支援プログラムの効果的な導入

<今後の取組の方向性>

第9期東京都生涯学習審議会建議を踏まえ、企業・大学・NPO等とのネットワークを拡充するとともに、区市町村立小中学校及び都立学校において、より多様で効果的な連携・協力や、教育支援プログラムの活用を促す仕組みの充実を図る。

「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進

<施策の取組状況>

1 区市町村の取組

区市町村が主体となって国庫補助事業を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域住民等がボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。

※平成20年度から平成22年度までの3年間は、新規事業の導入をより一層促進するため、国庫委託事業として実施した。

・実施地区数及び学校数の推移

年度	24	25	26	27	28
地区数 (区市町)	21	23	23	23 (24)※	28 (29)※
学校数 (小・中)	717校	788校	886校	833校 (929)※	915校 (1,013)※

※平成27年度から八王子市が中核市として国から直接補助を受けて実施している(1市98校)

「()」内は、八王子市分を合算した数値を示す。

・主な活動内容

学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

2 東京都の取組

・推進委員会の開催 1回

教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

・情報提供や研修

「学校支援ボランティア推進協議会事業」事例集の印刷配布：300部

コーディネーター基礎研修の実施（2回）

コーディネーター（初心者）を主な対象に基礎的な研修を実施した。

<成果>

学校支援ボランティア推進協議会事業実施校数

実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）[八王子市を含む。]

平成27年度（49%） → 平成28年度（53%）

<課題>

地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」推進を図る。

<今後の取組の方向性>

コーディネーター研修の実施や多様な地域学校協働活動事例の提供など、未実施地区も視野に入れて区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

◆地域等の外部人材の教育活動への積極的な参加（人事部）

<施策の取組状況>

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）に外部人材の情報を効率的に提供する仕組みとして、平成 22 年度から教育庁人材バンクを設置し、学校現場での複雑化・多様化するニーズに対応するため、様々な分野の優れた外部人材に登録してもらい、学校に人材情報を提供することにより、外部人材の活用を推進している。

本事業を利用する学校にとって、より分かりやすく、活用しやすい環境を整備し、効果的に紹介を行っていくため、従来、東京都教育委員会が大学生等の登録・紹介を行い、東京都教職員互助会が退職教職員の登録・紹介を行っていたものを、平成 27 年度から大学生等・退職教職員いずれの窓口についても、東京都教職員互助会に一元化した。

1 人材情報の提供

学校からの依頼に応じて、人材情報の提供を行った。

・分野別紹介状況（延べ人数、単位：人）

年 度	22	23	24	25	26	27	28
教科指導	189	2,275	2,389	2,399	2,698	2,995	3,255
日本語指導	17	81	74	66	79	105	98
部活動指導	85	243	196	181	158	166	200
特別支援対応	346	537	569	537	306	305	313
その他	34	268	308	349	332	361	343
合 計	671	3,404	3,536	3,532	3,573	3,932	4,209

2 人材の安定的な供給

- (1) 退職教職員及びスポーツ指導員については、安定的な人材情報提供を行うため、関係団体との連携を図った。
- (2) 都内の大学に対して登録者募集のための広報活動を実施するとともに、教員採用候補者選考説明会等において、人材バンク事業の案内を行うことにより、大学生、特に教員志望者の登録促進に努めた。
- (3) 様々な分野の人材を確保するため、「広報東京都」に登録者募集案内を掲載し、広く一般に登録を呼び掛けた。

《広報用印刷物配布数》 リーフレット 6,000 部、募集カード 15,000 部

3 登録者の育成

人材バンク登録者を対象とした講座の実施（2回開催）

学校において、登録者がボランティア活動をより円滑に行うことができるよう、児童・生徒との接し方等を内容とする講座を2回開催した。

4 事業の普及広報活動

活用事例などを紹介するため、「人材バンクニュース」を発行（年4回）して、都教育委員会ホームページに掲載するとともに、チラシを作成して周知を図った。

《広報用印刷物配布数》 チラシ 4,000部

<成果>

人材バンク事業自体は、これまでの普及活動により、学校に広く知られるようになってきている。また、活動者の紹介件数も一定の水準で推移しており、学校の教育活動をボランティアとして支援する制度として、教育の質の向上に貢献している。活動を行っている登録者は、退職教職員が多く、教員として培った知識・能力を活用する場となっているほか、大学生、特に教職志望者にとっては、学校現場を体験する機会となり、登録者にとっても意義のある事業となっている。

<課題>

- 1 モデル事業として開始してから7年が経過して、学校においても人材バンク事業は浸透してきてはいるが、副校長が異動することによって、具体的な手続方法等が継承されず利用されなくなってしまう場合がある。
- 2 地域や学校で特色ある教育活動を行っていく上で、多種多様な人材を登録者として確保する必要がある。

<今後の取組の方向性>

- 1 学校の副校長に対しては、常に本事業を活用できるように普及を図っていく必要がある。
- 2 学校で求めている人材を登録者として確保できていない場合があり、様々な分野から人材の掘り起こしを行うことが必要である。

＜東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）＞

柱	地域・社会	取組の方向	10 地域・社会の教育力向上を図る
主要施策	26	学校と地域社会が連携した教育活動の充実	

【平成28年度予算額：1,919,236千円 決算額：1,811,421千円 従事職員数6人（指導主事0人）】

◆外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

1 放課後子供教室の推進

＜施策の取組状況＞

(1) 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

【実績等】 実施地区数及び教室数等の推移

年度	24	25	26	27	28
地区数（区市町村数）	52	52	52	55	55
教室数	1,049	1,101	1,138	1,158	1,200
小学校区数	1,038	1,062	1,089	1,112	1,145

(2) 活動プログラムの実施

学習支援、文化、スポーツ等の様々な活動プログラムを実施した。【実績 151 教室】

(3) 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。【実績等 年7回 受講者数延べ570人】

(4) 情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「とうきょうの地域教育」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

＜成果＞

- ・教室数及び実施小学校区数の増加（平成27年度比 42教室33小学校区増）
- ・学習支援、茶道教室やバドミントン教室等、様々なプログラムを実施

＜課題＞

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

＜今後の取組の方向性＞

学習支援等様々な活動事例の紹介や、企業等の教育プログラムを活用した取組等の情報提供を行うとともに、活動プログラムが継続的に実施されるよう、区市町村への支援方策を検討していく。

2 地域未来塾の推進

＜施策の取組状況＞

区市町村が主体となって、国庫補助事業である「地域未来塾」を活用し、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ることを目的として学習支援の機会を提供した。

- ・実施区市町村 15 区市 （平成 28 年度新規事業）
（小学生対象 10 区市、中学生対象：14 区市、両方対象：9 区市）
- ・取組内容
大学生や教員OB等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施
会場は、自治体ごとに様々で、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

＜成果＞

実施した教育委員会や学校からは、「学習に取り組む良い機会になっている」、「継続的な参加を促すことで、学力の底上げにつながっている」などと評価されている。

また、参加している児童・生徒へのアンケートでは、「家でやるより勉強が進む」、「勉強は得意ではないが、楽しみながら進められる」、「(参加生徒の 8 割が) これからも続けてほしい」などの声が挙げられている。

＜課題＞

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進

＜今後の取組の方向性＞

区市町村に対して多様な実践事例をはじめ参考となる情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

3 校内寺子屋の実施

＜施策の取組状況＞

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に外部人材を活用した学習支援を試行的に 10 校 2 年間指定

- ・国語、数学、英語において高校 1 年生 10 名程度の生徒を対象
- ・各教科週 2 回程度放課後に 2 時間程度
- ・元教員や大学生などの外部人材を各学校平均 4 人活用し個別学習を実施
- ・10 校の平均実施回数 56 回。1 回当たり平均 4.1 人出席している。平均の出席率は 50.6%である。

<成果>

- ・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が0人（3月22日時点）。
- ・外部模試を3回実施した学校では、校内寺子屋の対象となった生徒の83.5%の生徒の成績は上がり、対象から外れた生徒の68.8%の生徒の成績は下がっている。
- ・アンケート結果「問題を自力で解こうとするようになった」、「家庭での学習時間が増えた」などの回答があり、生徒の学びに対する意欲の向上につながったと考えられる。

<課題>

- ・外部模試を2回以上実施し、生徒の学力の状況を把握する必要がある。
- ・対象となった生徒の中に、参加状況が低い生徒が約5割いる。
- ・地域によっては外部講師の確保が難しい学校がある。
- ・事前に教材を渡し理解を深めてもらう必要があるが、学校と外部講師との十分な打合せができていない。

<今後の取組の方向性>

校内寺子屋の充実を図るため、実施時間数の拡大と教材・教具を購入する予算の増額を図る。
平成30年度以降順次実施校の拡大を図っていく。

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

大西 珠枝（玉川大学教授）

東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン」に基づき、重点的に取り組むべき主要施策とその方向性を明らかにし、着実に実施してその成果を上げていることは、大いに評価できる。その上で、以下に意見を述べたい。

1 点検・評価について

目標達成に向けて立案した施策をいかに実施したかという実績とその結果だけでなく目標が達成されたかという成果(アウトカム)は、区別されなくてはならないが、成果として実績を示しているにとどまるものが見られる。単に実績を掲げるだけでは、施策の課題や今後の取組の方向性の分析を行っても、その施策が目標達成のために有効かどうかということに的確につながらない。施策を立案する際に、目標を踏まえて、成果を測定する指標を想定し、可能な限り、事業実施の中でその指標に対する状況を見ていくことが望ましい。

施策の取組状況で、事業を実施した学校、地域などの件数のみを示しているものがあるが、対象となりうるもの全部の数に占める割合を示すことで、その施策の成果の全体的重みを明らかにすることができる。また、複数年にわたり進捗状況(経年変化)を示しているものとそうでないものがあるが、複数年継続的に実施している場合は、進捗状況を示すことで、単年度の成果の時間的重みを明らかにすることができる。なお、複数年度計画的に実施している施策は、当該年度の成果だけでなく、計画の進捗状況についての成果としても意義があるので、全体計画を示されたい。

モデル事業については、事業実施上の課題を挙げていることが多いが、モデル事業としての将来の在り方についての検証も必要である。

2 学力向上について

各都立高等学校における学力スタンダードの作成は、都立高等学校の教育の質保証につながる施策として重要である。着実に進められているが、各学校における定着と生徒の学力向上にどのように効果があったかを検証する次の展開に注目したい。

外部人材を活用した学習支援は、地域と学校の連携にもつながり、小・中・高等学校における基礎学力の定着の施策と関連付けて行くと効果を上げると考えられるので、両者を関連付けて一層拡大することを期待したい。

学力向上のための施策においては、教員の指導力向上のための研修のような直接的な事業と観察実験アシスタントの配置のような学校の体制づくり、指導環境づくりのような間接的な事業がある。間接的な事業の成果は実績を示すことにとどまりがちだが、本来の目標達成に関連付けて、例えば児童・生徒へのアンケートなど、その実施により、教員の指導力向上、児童・生徒の興味・関心等にどのような効果があったかを検証する仕掛けを工夫していただきたい。

3 主要施策全般について

いじめ対策では、学校内における体制づくり、組織的な支援体制づくり等を着実に進めているが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材を活用した取組は、これらの外部人材を学校の体制の中に明確に位置付け、教職員との連携を強化して一層効果を上げることが期待したい。

点検及び評価項目として、取組の方向に「個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」「世界で活躍できる人材の育成」「社会的自立を促す教育の推進」「子どもたちの健全な心を育み取組」「教員の資質・能力を高める」「質の高い教育環境を整える」「家庭の教育力向上を図る」「地域・社会の教育力向上を図る」など、学校教育が目指す目標を多面的に分析できる点検・評価法になっている点は高く評価できる。

一方で、点検・評価報告書は、今後多くの人々に読んでもらい、東京都が取り組んでいる施策に関して知ってもらうための報告書であるべきと考える。その点では、数値目標も重要であるが、東京都の学校が積極的に取り組んでいる良い事例をケースとして描写するなど、生き生きとした報告書を作成していく必要があると思われる。多様な学校訪問の経験から、多くの学校において東京都が目標とするユニークな取組が実施されていることを実感しており、事例集として他県の教員やアジア太平洋地域の国々の教員が参考にできる形に整理することで、大変有用なリソースになると考えられる。知・徳・体を柱とした人材育成は、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の教育専門家も注目しており、東京都の様々な取組を情報発信していくのは、日本の教育現場を知ってもらうためにも大変有効な手段であると思われる。

取組の方向「世界で活躍できる人材の育成」は、「使える英語を習得させる実践的教育の推進」「豊かな国際感覚を醸成する取組の推進」「日本人としての自覚と誇り」といった、語学、国際感覚、アイデンティティを網羅する内容になっており評価できる。成果としては、海外の姉妹校との交流、専門家の招へいによる体験活動、JETプログラムの活用、日本文化を伝える交流活動など、多様な取組を通じて生徒が国際的な交流事業に参加できる点が、大変興味深い。また、生徒対象のアンケート調査で、交流事業を通じて「伝統・文化について専門的な理解が深まった」「専門的な技術が高まった」との回答がそれぞれ91%、81%であることは、若い世代が自国の伝統・文化に対し積極的に接していることの表れであり、グローバル人材に欠かすことができない自国の文化理解につながるものと思われる。

日本の教育は、伝統的に、学校を取り巻く環境として現地コミュニティの存在が大きかったと言われている。取組の方向性として「地域・社会の教育力向上を図る」が明記されている点が評価できる。特に、「学校と地域社会が連携した教育活動の充実」については、実績、生徒の評価ともその取組の成果が見られる。地域社会と連携して教育活動を実施していく取組は、アジア太平洋地域の諸国からも注目されており、今後積極的に情報発信していくためにも、具体的な取組について読みやすい形でまとめていく必要があるかと思われる。「質の高い教育環境を整える」取組では、特にICT環境整備の推進が重要である。情報技術に関しては、ユネスコが提唱する「21世紀型スキル」の中でも重要5項目の一つとして取り上げられており、文科省の「生きる力」の中でも今後推進していくスキルとして捉えられている。様々な情報へのアクセス及び必要な情報を整理する力を養う上でも、ICT環境、ICTスキルの構築は今後の重要課題になると考えられる。

東京都教育委員会の実施する平成28年度主要事務事業について、私からはキャリア教育に関連する部分を中心に意見を申し述べる。

1 施策評価における、ビジョンと連動した複数年評価・評価項目の重点化

主要事務事業のテーマは多岐にわたるものだが、底流にある考え方や目指すべき到達点は、東京都教育ビジョン（以下「ビジョン」という。）に根差している。その前提に立って、各事業の目標・評価指標の定量化や費用対効果の指標導入を行うべきである。加えて、ビジョンの目標に対して、各年の事業がどの程度達成したのか、複数年評価の視点も持つべきである。中期的に比較可能な指標をとりながら取組を見直すとともに、注力する事業を重点化し、集中的に取り組むようにすることで、ビジョンの実現度合いを高めることができると考える。

2 キャリア教育におけるインターンシップ（就業体験）の推進と教員の理解促進

多くの中小企業が人手不足を経営課題とする一方、高校を卒業して就職した若者の4割が3年以内に離職するミスマッチの状況が続いている。インターンシップ等の就業体験の取組みは、就業前に企業・学生双方のマッチングを図ることができ、定着に有効と考えられるが、受入企業の負担が大きい取組でもある。就業体験の機会がより活かされるよう、企業と学校・学生のマッチングを支援するとともに、キャリア教育全体の内容が陳腐化しないよう、地域や企業の求める技術・能力がいかなるものか、把握し続けるべきである。

他方で、就業のみならず、起業という選択肢を含めた、キャリア教育も行うべきである。

また、学生の就業観醸成や、就職等の進路決定において大きな役割を果たすのは教員である。キャリア教育に対する教員の理解を深めるための研修等の実施はもちろん、キャリア教育の取組結果が考課上評価されるよう、誘因付けを図るべきと考える。

3 その他事業の改善等

事業全体を通じて、以下5点、意見を申し上げる。

- ① 若年無業者が国全体で50万人以上いる状態が続いており、施策の重要度は増す一方、教育の面からだけでは解決が難しいケースもある。支援を行うファクター同士が連携し、入口から無業者にさせないことが重要である。
- ② PC操作や対人コミュニケーションに不安を感じている新卒社員が多い。就職を考える学生がビジネススキルを身に付けられるよう、実践的な指導を行うべきである。
- ③ 障害のある学生のキャリア教育について、教育（福祉）と就労が隔絶することなく、スムーズに定着できるよう、早期かつ徐々に学習内容をアレンジする必要がある。また、障害のない学生については、理解促進の機会を増やしていくべきである。
- ④ キャリア教育に向き合う教員にはゆとりが必要。業務の効率化等を進める必要がある。
- ⑤ 国全体の人口が減少し、働き方改革が提唱される中で、個人の生産性をどのように上昇させるかという観点が、キャリア教育で重要になってくる。東京都の国際競争力やビジネス環境の魅力を維持するため、引き続きスピード感ある施策展開を期待する。

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20 教総政第 135 号
平成 20 年 6 月 12 日
教 育 長 決 定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第 3 条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

(点検及び評価の実施)

第 4 条 点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第 5 条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委 任)

第 6 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

平成29年度 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成28年度分）報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平成29年度 第80号
(東京都教育委員会刊行物)

平成29年9月発行

編集・発行
〒163-8001
電 話
印 刷

東京都教育庁総務部教育政策課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
(03) 5320-6708
(株) アライ印刷